

香川県口蹄疫防疫マニュアル

令和 2 年 10 月

香 川 県

香川県口蹄疫防疫マニュアル目次

第 1	目的	3
第 2	基本方針	3
1	防疫対応	4
2	行動の根拠	5
3	防疫対策	5
4	発生時の対応	5
5	組織体制と分掌事務	5
	(1) 口蹄疫防疫対策組織図	6
	(2) 県対策本部会議	7
	(3) 県対策本部における各部局の分掌事務	8
	(4) 県対策本部総括班及び家畜防疫対策班の分掌事務及び主な業務	9
	(5) 県対策本部各班における幹事課及び主な業務	1 1
	(6) 現地における防疫対策組織及び分掌事務	1 2
	(7) 連絡体制	1 3
第 3	家畜での発生時の防疫対応	1 5
I	異常家畜の発見の届出から現地立入検査結果等の送付までの対応	1 5
1	家畜保健衛生所(現地家保)の対応	1 5
2	畜産課の対応	1 6
3	非発生地家保の対応	1 7
II	現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応	1 8
1	現地家保の対応	1 9
2	県対策本部の対応	2 2
3	非発生地家保(まん延防止班)の対応	2 6
4	現地事務所の対応	2 7
5	市町の対応	2 8
III	患畜(疑似患畜)決定後の対応	3 0
1	県対策本部の対応	3 0
2	現地事務所の対応	3 3
3	現地家保の対応	3 4
4	非発生地家保(まん延防止班)の対応	3 4
5	市町の対応	3 6
IV	発生農場等の防疫対応	3 8

V	ワクチン等	4 2
1	緊急ワクチン（法第 31 条第 1 項）	4 2
2	予防的殺処分（法第 17 条の 2）	4 2
VI	野生イノシシ・シカへの対応	4 2
第 4	野生イノシシ・シカで感染が確認された場合の防疫対応	4 3
I	感染の疑いが生じた場合から国による病性決定までの対応	4 3
1	県対策本部の対応	4 3
2	家畜保健衛生所の対応	4 4
3	市町の対応	4 5
II	陽性決定後の対応	4 6
1	県対策本部の対応	4 6
2	家畜保健衛生所の対応	4 7
3	市町の対応	4 9
III	野生イノシシ・シカへの対応	5 0
第 5	県民の不安解消及び風評被害対策	5 1
1	情報提供	5 1
2	相談窓口の設置	5 1
3	消費者及び食肉取引業者等への対応	5 1
第 6	制限の解除及び防疫対応の終了	5 1
1	制限の解除	5 1
2	防疫対応の終了	5 1
	様式（1～10）	5 2
	参考資料	
	口蹄疫防疫対応の時間経過	7 0
	口蹄疫発生時の基本動員計画	7 1
	香川県口蹄疫対策本部設置要綱	7 5
	香川県口蹄疫対策連絡会議設置要綱	7 7
	口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針	（別冊）

香川県口蹄疫防疫マニュアル

制 定：平成22年7月15日

一部改正：平成24年7月30日

一部改正：平成28年3月31日

一部改正：令和2年2月6日

一部改正：令和2年10月15日

第1 目的

このマニュアルは、口蹄疫（Foot-and-Mouth Disease）（以下「本病」という。）のまん延防止等の対策を迅速かつ適切に実施するための本県における対応措置を定めるものである。

第2 基本方針

本病は、口蹄疫ウイルスが原因で、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし等の偶蹄類動物が感染する伝染病である。

本病は、ウイルスの伝播力が非常に強く、発病に伴い家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）に発育障害、運動障害及び泌乳障害等を惹き起こし、莫大な経済的被害が生じるなど、下記の点から、迅速な防疫対応が求められている。

- 長期にわたり、畜産業の生産性を低下させる
- 県民への畜産物の安定供給を脅かす
- 地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与える
- 国際的にも口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがある

このため、本病が県内で発生した場合には、まん延防止のため、関係部局が緊密な連携のもとに、全庁をあげて対応措置を講じる必要があることから次のとおり基本方針を定める。

1 防疫対応

知事を本部長とする「香川県口蹄疫対策本部」(以下「県対策本部」という。)は、本病の発生状況に応じ、次の4段階の防疫対応をとるものとする。

なお、知事又は農政水産部長が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) レベル1：近隣国で発生があった場合

畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また、その発生の状況により、香川県口蹄疫対策連絡会議(以下「県対策連絡会議」という。)を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

(2) レベル2：近隣県(四国内及び岡山県)以外の国内で発生があった場合

畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また、県対策連絡会議を開催し、情報の周知及び対策を確認する。

(3) レベル3：近隣県で発生があった場合((4)の場合を除く)

畜産課と家畜保健衛生所による防疫措置の強化により対応する。また、県対策本部幹事会を開催し、関係機関との連携・協力の下、侵入防止と清浄性の確認を継続実施する。

(4) レベル4：県内で発生があった場合及び近隣県の発生により制限区域に本県が含まれる場合

県対策本部会議を開催し、関係部局の連携のもと、迅速な初動防疫対応、県民への情報提供等の総合的な対策をとることにより、本病の感染の拡大を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

段 階		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	野生イノシシ・シカ
発生地域		近隣国 (韓国等)	国 内 (レベル3以外)	近隣県 (四国内、岡山県)	県内及び近隣県の発生 により制限区域に本県 が含まれる場合	県内及び近隣県の発生により 確保地点から半径10kmに本 県が含まれる場合
会 議	①県対策連絡会議の開催	(○)	○	—	—	○
	②県対策本部幹事会議の開催	—	—	○	○	(○) (本県発生の場合)
	③県対策本部会議の開催	—	—	—	○	○
防 疫 対 策	①FAX等による情報提供 異常家畜の早期通報の 徹底の指導 消毒の徹底等の指導	○	○	○	○	○
	②電話等による家畜の異常確認	—	○	○	○ 制限区域内は 毎日の報告確認	○ 制限区域内の農場 毎日の報告徴求
	③立入検査による家畜の異常確認	—	—	—	○	○ 制限区域内の農場
	④消毒薬の配布	—	○ (備蓄で対応)	○	○	(○) (本県発生の場合)
	⑤制限区域の設定	—	—	—	○	○ 移動制限(半径10km)
	⑥消毒ポイントの設置	—	—	—	○	○
	⑦畜産関係イベントへの指導	防疫対策の 徹底指導	防疫対策の 徹底指導	開催自粛要請	開催自粛要請 制限区域内は 開催停止	開催自粛要請 制限区域内は 開催停止
	⑧野生イノシシ・シカへの対応	—	—	—	—	制限区域内の感染確認検査

2 行動の根拠

本病発生時には、原則として次に基づき対応する。

(1) まん延防止対策

- 1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）
- 2) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号、以下「令」という。）
- 3) 家畜伝染病予防法施行細則（昭和52年香川県規則第28号、以下「細則」という。）
- 4) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表、以下「指針」という。）
- 5) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和2年7月1日付け農林水産省消費・安全局長通知、以下「留意事項」という）
- 6) 香川県口蹄疫防疫マニュアル（以下「本マニュアル」という。）

(2) 現地における防疫組織の業務

- 1) 別冊の香川県口蹄疫防疫マニュアル（現地要員編）

(3) 野生イノシシ・シカへの対応

- 1) 「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元（2019）年12月 環境省・農林水産省）

3 防疫対策

ウイルスの撲滅を図り、常在化を防止するため、原則としてワクチンを使用せず、疑い事例の早期発見、早期通報と患畜及び疑似患畜の迅速な殺によるものとする。

4 発生時の対応

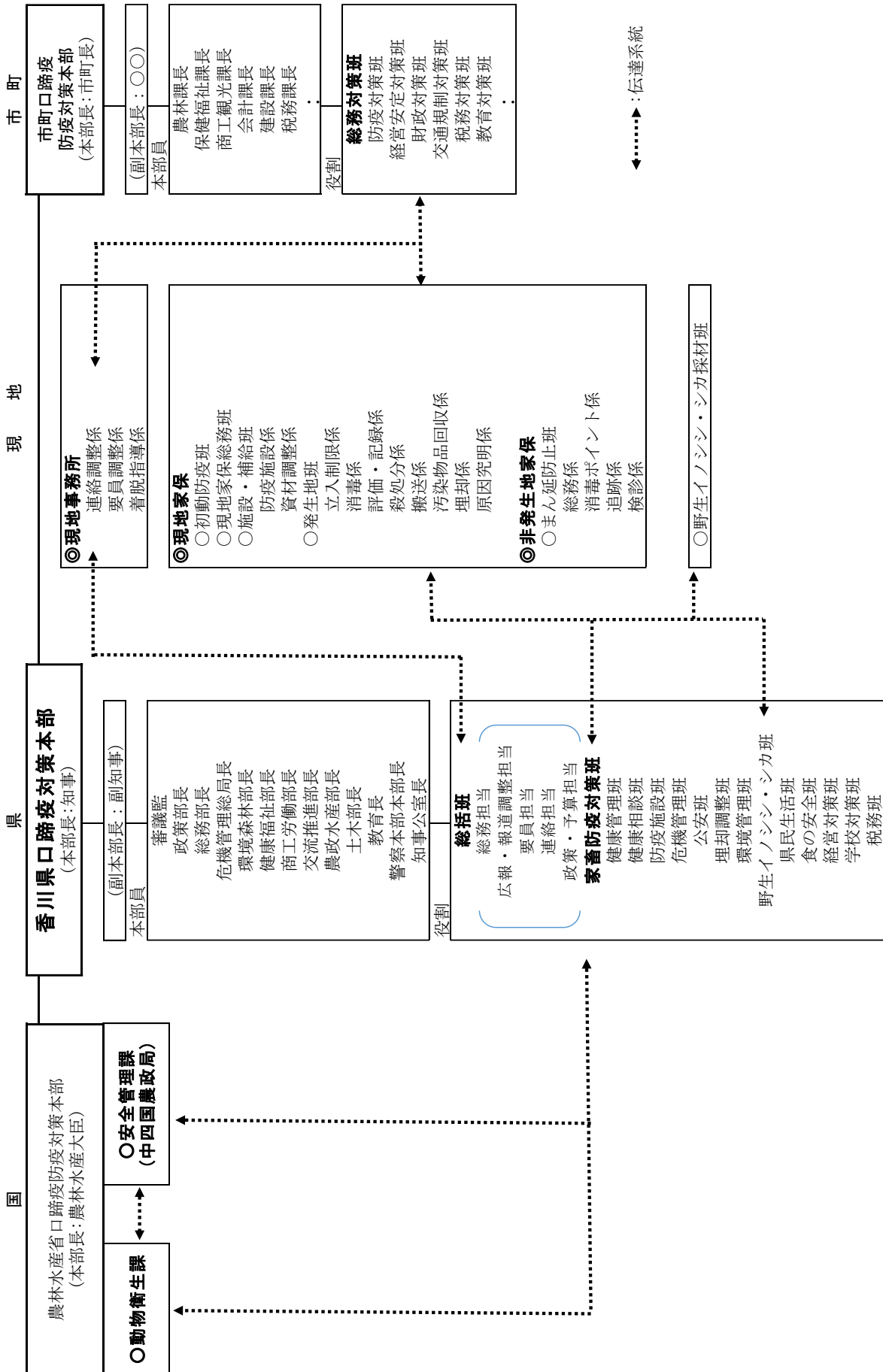
国、県、市町、関係団体、家畜等（家畜以外の偶蹄類を含む（飼育しているものに限る。）以下同じ。）の所有者（管理者を含む。以下同じ。）が共通の認識の下に連携し、迅速かつ徹底した防疫対策を強力に推進することにより、早期終息を図る。

5 組織体制と分掌事務

香川県における口蹄疫防疫対策組織図及び分掌事務、連絡体制は、次ページ以降のとおりとする。

- (1) 口蹄疫防疫対策組織図
- (2) 県対策本部会議
- (3) 県対策本部における各部局の分掌事務
- (4) 県対策本部総括班及び家畜防疫対策班の分掌事務
- (5) 県対策本部各班における幹事課及び主な業務
- (6) 現地における防疫対策組織及び分掌事務
- (7) 連絡体制

(1) 口蹄疫防疫対策組織図



(2) 県対策本部会議

県は、国の防疫方針に即した防疫対応を円滑に実行するため、原則として下記のとおり県対策本部会議を開催する。

1) 第1回県対策本部会議

県内の農場等で、県の行う口蹄疫ウイルスの抗原を特異的に検出するキット(以下「抗原検出キット」という。)による検査の結果が陽性となった時又は農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)から、病性鑑定材料(以下「検体」という。)の送付を求められた時、第1回県対策本部会議を開催する。

- ① 疑い事例確認の状況報告
- ② 防疫対応の開始

2) 第2回県対策本部会議

患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた時、第2回県対策本部会議を開催する。

- ① 患畜又は疑似患畜の発生状況報告
- ② 防疫計画の決定と防疫措置の開始

3) 防疫対応終了後の県対策本部会議

防疫対応が終了した時、県対策本部会議を開催する。

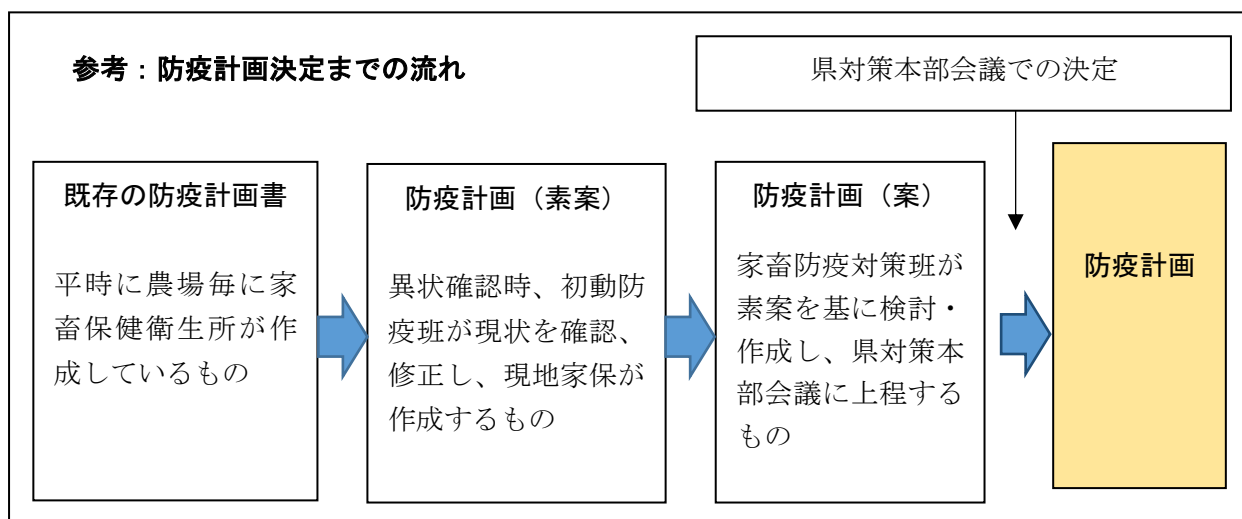
- ① 防疫対応の終了

4) 県内で野生イノシシ・シカにおいて口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合

県内で野生イノシシ・シカにおいて口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた時は、速やかに県対策本部会議を開催する。

- ① 野生イノシシ・シカでの陽性確認の状況報告
- ② 防疫措置の開始

*その他、必要に応じて、本部長が招集する。



(3) 県対策本部における各部局の分掌事務

組織部名 (対策本部構成員)	幹事課名	班名	分掌事務
政策部 (政策部長)	政策課 予算課	総括班	政策部内の連絡調整に関すること
			防疫対策に係る政策・予算に関すること
総務部 (総務部長)	総務学事課	総括班	総務部内の連絡調整に関すること
		埋却調整班	公用車の確保に関すること
	財産経営課	埋却調整班	埋却地選定に関すること
	税務課 (県税事務所)	税務班	県税の納税に関すること
	人事・行革課	総括班	要員の確保に関すること
	職員課 (健康管理室)	健康管理班	防疫作業従事者等の健康管理に関すること
知事公室 (知事公室長)	広聴広報課	総括班	広聴、広報活動及び報道機関に関すること
危機管理総局 (危機管理総局長)	危機管理課	総括班	危機管理総局内の連絡調整に関すること
		危機管理班	危機管理に関すること
	くらし安全安心課	県民生活班	消費者相談に関すること
環境森林部 (環境森林部長)	環境政策課	総括班	環境森林部内の連絡調整に関すること
	環境管理課	環境管理班	飲用水、水環境の保全に関すること
	みどり保全課	野生イノシシ・シカ班	野生イノシシ、シカに関すること
	廃棄物対策課	環境管理班	廃棄物の処理に関すること
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務課 (保健福祉事務所)	総括班	健康福祉部内の連絡調整に関すること
		健康相談班	県民の健康の保持及び増進に関すること 防疫作業従事者の防護服着脱指導に関すること
	生活衛生課	埋却調整班	埋却場所に関すること
		食の安全班	食の安全、動物愛護に関すること
商工労働部 (商工労働部長)	産業政策課	総括班	商工労働部内の連絡調整に関すること
	経営支援課	経営対策班	関連事業者の経営安定に関すること
交流推進部 (交流推進部長)	交流推進課	総括班	交流推進部内の連絡調整に関すること
農政水産部 (農政水産部長)	農政課	総括班	対策本部の企画調整に関すること
			農政水産部内の連絡調整に関すること
	農業経営課 (普及センター)	経営対策班	畜産農家の経営安定等に関すること
	畜産課 (家畜保健衛生所)	家畜防疫対策班	家畜防疫及び関連対策に関すること
		総括班	対策本部の総務及び庶務に関すること
土地改良課 (土地改良事務所)	防疫施設班	初動防疫時の防疫施設の設置に関すること 埋却時の土木関係に関すること	
土木部 (土木部長)	土木監理課 (土木事務所)	総括班	土木部内の連絡調整に関すること
		防疫施設班	消毒ポイントの設置と初期対応に関すること
教育委員会 (教育長)	教育委員会総務課 高校教育課 保健体育課	学校対策班 (公立)	各学校への情報提供と情報収集に関すること
警察本部 (本部長)	生活環境課等	公安班	立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援に関すること 犯罪の捜査、治安に関すること

*各部の主管課は、要員確保と幹事課の所管事務を補充する

(4) 県対策本部 総括班及び家畜防疫対策班の分掌事務及び主な業務

【総括班】

担当名	担当課	分掌事務と主な業務
総務担当 (本部事務局)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 総括班の全体に関すること ・ 県対策本部の企画調整に関すること ・ 現地事務所との連絡調整に関すること
[班長]	農政課長	総括
[副班長]	農政水産部政策主幹	県対策本部の全体管理、広報総括
	畜産課副課長	総務担当の運営管理、各班との調整
	連絡調整・庶務係	<p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議等の連絡・調整、進行 ・ 各部局連絡担当との連絡調整 ・ 現地事務所との連絡調整 ・ 家畜防疫対策班及び各班との調整 ・ 本部会議等資料作成 ・ 県報公告の審査手続き ・ 関係団体への支援要請の集約 ・ 防疫対応に係る契約、諸経費の予算確保・支出事務 ・ 病性鑑定材料の輸送 ・ 庶務全般
	広報係	<p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道対応 ・ リリース資料、記者レク資料の作成
	国・市町・団体 連絡調整係	<p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関(国・市町)、関係団体への支援要請、情報提供 ※国は農林水産省を除く ・ 警察本部への連絡、情報提供 ・ 国の連絡調整員の受入れ
広報・ 報道調整担当	広聴広報課 [班長] 課長 ※幹事 [副班長] 総務・報道GL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴・広報活動、報道機関との調整に関すること <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県政記者クラブとの調整などの報道対応 ・ リリース資料のHPアップ、報道発表事項等に関する広聴広報活動
要員担当	人事・行革課 [班長] 課長 ※幹事 [副班長] 総務・給与GL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員の要員確保に関すること ・ 県外からの家畜防疫員の受入れに関すること <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員計画、バス配車計画の作成 ・ 連絡担当への連絡、要員名簿の集約 ・ 幹事課及び総括班等への要員名簿の提供 ・ 要員に係る職員手当、旅費等に係る周知 ・ 県外家畜防疫員への情報提供
連絡担当	各部局主管課 [班長] 政策主幹 [副班長] 総務GL	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部各班と部内各所属との連絡調整に関すること ・ 部局内要員に関すること <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部員(部局長)及び幹事への連絡・報告 ・ 部局内各所属及び要員への情報提供、対応状況の集約 ・ 部局内要員の調整及び要員名簿の集約
政策・予算担当	政策課、予算課 [班長] 政策課長、 予算課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫対策に係る政策・予算に関すること <p><主な業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府要人の現地視察対応 ・ 予算流用や補正予算計上

【家畜防疫対策班】

班名	担当者	分掌事務と主な業務
家畜防疫対策班	班長（畜産課長）	家畜防疫対策班総括
	副班長 （家畜防疫主幹）	家畜防疫対策班の全体管理 焼埋却に係る調整
防疫対策係	総括 （衛生環境G L）	防疫対策係総括 防疫方針の策定、情勢分析 庁内・市町・近県・団体等との連絡調整
	係員	防疫情報収集・整理・取りまとめ、状況記録 農林水産省等関係機関との連絡調整 現地家保との連絡調整 家伝費対応
	係員	
	係員	疫学関連調査に関すること
	係員	制限区域の設定、消毒ポイントの設定、 例外協議関連、野生イノシシ・シカ関連

(5) 県対策本部各班における幹事課及び主な業務

班名	幹事課名	主な業務
健康管理班	職員課 (健康管理室)	・防疫作業従事者等の健康管理に関すること ・職員の精神保健活動を含む健康相談
健康相談班	健康福祉総務課 (保健福祉事務所)	・県民からの健康相談、問い合わせへの対応 ・防疫作業従事者の防護服着脱指導、作業時の体調不良者対応、受付
防疫施設班	土地改良課 (土地改良事務所)	・初動防疫時の防疫施設の設置 ・埋却時の土木工事の指導助言、調整
	土木監理課 (土木事務所)	・消毒ポイントの設置と初動期の消毒作業の実施
危機管理班	危機管理課	・自衛隊の派遣要請 等
公安班	警察本部 生活環境課等	・立入制限、通行遮断、消毒ポイントの支援 ・犯罪の捜査、治安に関すること
埋却調整班	総務学事課	・公用車の確保 ・人員運搬車両の確保
	財産経営課	・埋却地選定の協力(国有地、県有地)
	生活衛生課	・埋却場所に関すること
環境管理班	環境管理課	・埋却場所周辺等の公共用水域及び飲用井戸の水質検査
	廃棄物対策課	・廃棄となる汚染物品等を処分する焼却処理施設の確保、連絡調整等
野生イノシシ・シカ班	みどり保全課	・野生イノシシ、シカに関すること ・狩猟者への情報提供 等
県民生活班	くらし安全安心課	・消費者からの相談、問い合わせへの対応等 ・消費者に対する情報発信の対応等(口蹄疫に関する情報提供等(風評被害を含む))
食の安全班	生活衛生課	・食の安全、動物愛護に関すること
経営対策班	経営支援課	・関連事業者の経営・融資に関する相談窓口(HP) ・中小企業制度融資による支援等
	農業経営課 (普及センター)	・畜産農家の経営に関する相談窓口(HP) ・畜産農家の経営に対する資金等による支援
学校対策班 (公立)	教育委員会総務課 高校教育課 保健体育課	・各学校への情報提供及び情報収集 ・農業高校への対応
税務班	税務課 (県税事務所)	・県税の納税に関すること

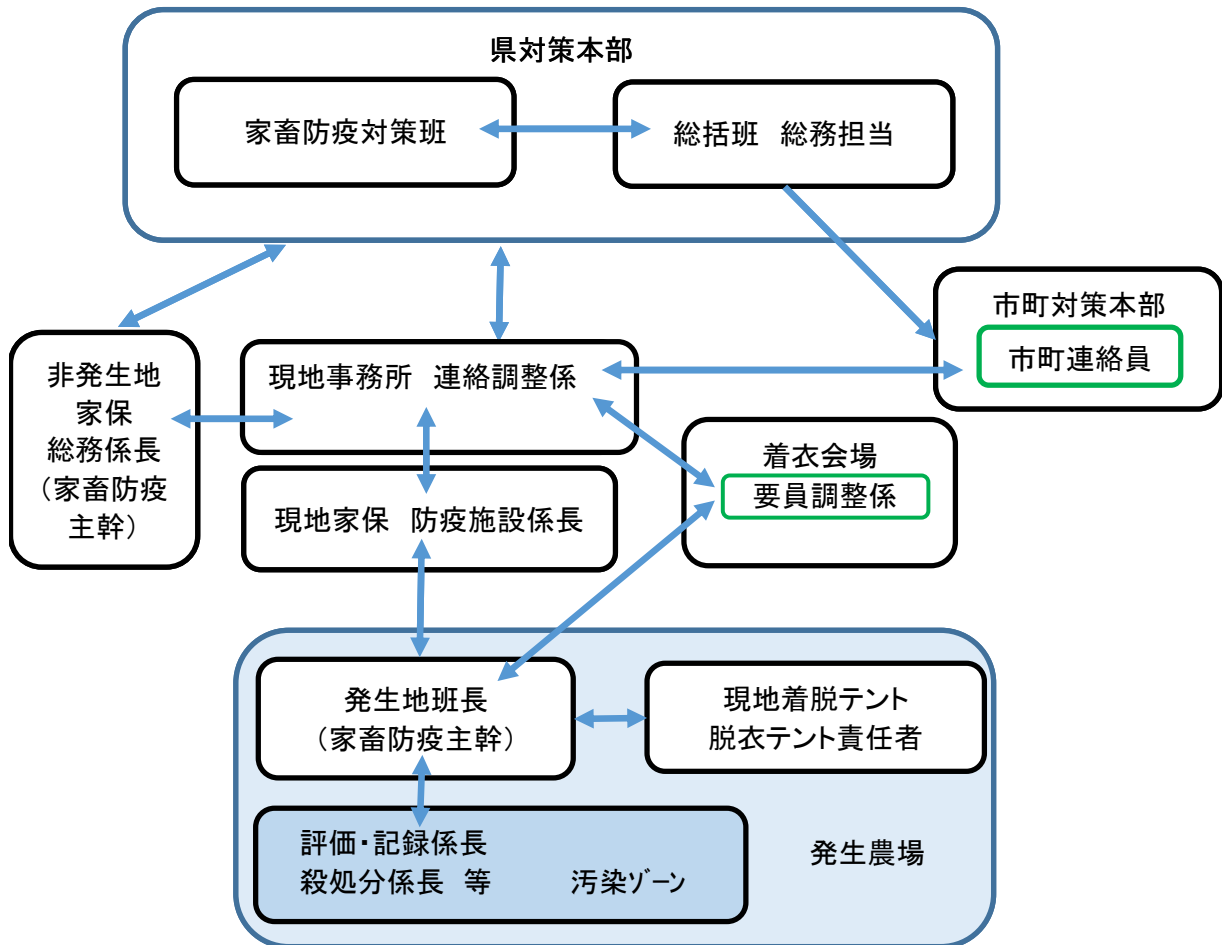
(6) 現地における防疫対策組織及び分掌事務

◎現地事務所（現地家保に設置）		
○責任者：家畜保健衛生所長		
	○係長・係員	業 務
1 連絡調整係	○畜産課、市町	県対策本部総括班、市町対策本部との連絡調整、埋却地に関する調整、資料作成、現地活動の記録
2 要員調整係	○農政課、農業経営課等	市町、JA、団体等への発生地班の要員要請、名簿管理、着衣会場及び発生地班との連絡、農場へのバス運行管理、飲食料の手配等
3 着脱指導係	○家保等、要員、市町	○着衣会場全体の調整（係長）、着衣会場及び現地着脱テントにおける防護服着脱指導、作業時の体調不良者対応、受付
◎現地家保		
○責任者：家畜保健衛生所長		
	○班長・班員	業 務
《初動防疫班》	家保職員	異常家畜発生時の初動対応（写真撮影、自粛要請等）、防疫計画（素案）の確認、抗原検査、病性鑑定材料の採材、疫学調査、防疫施設の設置確認、緊急消毒
《現地家保総務班》	○家畜保健衛生所長、家保等	防疫計画（案）の作成、係長会の開催、発生地班・着衣会場との連絡、警察署との調整、道路使用許可、例外協議等の事務、経理、進捗管理 等
《施設・補給班》	○班長：防疫施設係長	
	○係長・係員	業 務
1 防疫施設係	○家保、土地改良事務所、市町、委託業者	現地防疫施設の設置、建設業協会支部との連絡、重機等の手配、埋却に関する事務（埋却係と連携）、立入制限道路、資材置場等に関する調整
2 資材調整係	○家保、畜試、農業経営課等、水産試験場、市町	備蓄資材の在庫確認、出庫手配、必要資材の手配、検収、農場・着衣会場への配送、農場内資材置き場での資材管理、農場内への運搬 等
《発生地班》	○班長：家保家畜防疫主幹 ○副班長：家保防疫課長	
	○係長・係員	業 務
1 立入制限係	○家保等、要員、市町	発生農場への通行制限（遮断）、出入口での車両消毒 等（係長はクリーンゾーンで、班長を補佐する）
2 消毒係	○家保等、要員	発生農場の消毒（緊急消毒、と殺前、防疫措置終了後等）、農場出入り口での車両消毒、汚染ゾーン出入口の車両及び人の消毒、殺鼠剤散布等
3 評価・記録係	○家保等、要員	患者及び疑似患者、汚染物品の数量確認、評価額の算定、評価対象物、畜舎環境、防疫作業等の記録写真、進捗状況報告等
4 殺処分係	○家保等、要員	患者及び疑似患者のと殺処分、進行管理、死体の処分、数量管理、トラックへの積み込み（積載重量）、搬送同行者への指示（家畜防疫員） 等
5 搬送係	○家保等、要員	殺処分家畜、汚染物品の埋却地までの搬送
6 汚染物品回収係	○家保等、要員	汚染物品（飼料、糞尿等）を評価係の指示のもと計測、回収、清掃
7 埋却係	○家保等、要員	処分家畜・汚染物品の埋却
8 原因究明係	家保、国の疫学調査チーム	疫学情報の調査、国疫学調査チームの案内、感染経路究明のための情報収集及び現地調査 等
◎非発生地家保		
《まん延防止班》	○班長：家畜保健衛生所長	
	○係長・係員	業 務
1 総務係	○家保等、普及C	防疫方針の立案、県内牛豚農場への連絡、制限区域内の農場の報告徴求、資材の手配、市町・警察署との連絡調整、要員要請（市町等）、例外協議等の事務、経理 等
2 消毒ポイント係	○家保等、普及C、土木事務所、市町、要員、委託業者	消毒ポイントの設置、レンタル機材の手配、道路等許可申請、消毒作業の実施、運営管理、不足資材の調達、等
3 追跡係	○家保等、普及C、市町	疫学関連家畜飼養農場等の立入検査 等
4 検診係	○家保等、普及C、市町	発生状況検査、清浄性確認検査、制限の対象外とするための確認・検査等
《野生イノシシ・シカ採材班》	○家保等、畜産課	野生イノシシ・シカの採材、検体の送付等

【現地との連絡体制】

県対策本部、現地事務所、現地家保、着衣会場、非発生地家保、市町対策本部及び発生農場（発生地班）で防疫措置の方針や進捗管理等の情報を齟齬がないように、それぞれの部署での情報の送受は下記の者が中心となって行うものとする。

（各班毎に必要な詳細なやりとりは除く。）



現地事務所連絡調整係は、必要に応じて、市町対策本部へ行き、県対策本部、市町対策本部との連絡調整を行う。自衛隊等の準備態勢が整ったら、現地事務所へその旨連絡する。

市町担当者は、発生後直ちに現地家保へ参集し、対応を協議することが望ましいが、困難な場合は、現地家保、現地事務所、発生地半と連絡を密にとることにより、対応する。

第3 家畜での発生時の防疫対応

I 異常家畜の発見の届出から現地立入検査結果等送付までの対応

1 家畜保健衛生所(現地家保)の対応

家畜の所有者、獣医師から本病を疑う症状(以下「臨床症状」という。)を呈している家畜(以下「異常家畜」という。)を発見した旨の届出を受けた家畜保健衛生所(以下「現地家保」という。)は、以下の対応を行う。(家畜市場又はと畜場から届出を受けた場合には、指針第4の8に基づき対応する。)

(1) 現地家保

- 1) 異常家畜の届出を受けた状況から、本病を否定できない場合は、届出者等に対し、農場からの移動自粛等の必要な指導を行う。(指針第4の1、留意事項6参照)
 - ① 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、農場からの移動を自粛すること
 - ② 農場の排水は、立入検査の結果が判明するまで、又は適切な消毒措置を講ずるまでの間、適切に浄化处理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
 - ③ 農場の出入口を1カ所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
 - ④ 農場外に物を搬出しないこと。所有者及び従業員等が外出する場合は農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。
 - ⑤ 異常家畜及び当該異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は他の家畜と接触することがないようにすること。
- 2) 異常家畜の届出を受けた際の報告(様式1)を畜産課に電話及びFAX等で報告し、電話で随時追加報告する。
- 3) 当該農場に初動防疫班(家畜防疫員)を派遣する。
同時に、必要に応じて緊急消毒機材の搬送を行う。
- 4) 既存の防疫計画書の確認等、情報の整理を開始する。
- 5) 評価人の推薦準備
家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上を選定する。
- 6) 初動防疫班から「特定症状」を確認した旨の報告を受けた現地家保は、畜産課に報告する。
- 7) 初動防疫班から送信された異常家畜の症状等に関する報告(様式2)、写真、抗原検出キットの結果等を畜産課に随時報告する。
その際、異常家畜の写真は、写真ごとに病変の有無がわかるようにし、病変がある場合は、当該病変についての家畜防疫員の所見を付し、畜産課へ送信する。
- 8) 畜産課から、抗原検出キットを使用する旨の指示を受けた場合は、初動防疫班に使用するよう指示を行い、結果について畜産課に報告する。

*** 「特定症状」(法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状)**

- ① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(シカにあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること)。
- ② 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかかな場合は、この限りでない。

(2) 当該農場での初動防疫班

- 1) 初動防疫班は、当該農場に到着した後、車両を農場の衛生管理区域外に置き、防護服等を着用して衛生管理区域に入る。(指針第4の2)
- 2) 異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等(以下「好発部位」という。)を中心とした徹底した臨床検査(体温測定を含む)を行い、「特定症状」を確認した場合には、直ちに現地家保に電話で報告する。
- 3) 異常家畜の症状に関する報告(様式2)を作成するとともに、全ての異常家畜(異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭)の病変部位および病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影し、病性等の判定に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。(指針第4の2の(1)、留意事項7参照)
- 4) また、好発部位に水疱が確認された場合及び現地家保から指示を受けた場合等には、抗原検出キットを使用する。
- 5) 初動防疫班は、臨床検査が終了次第、症状等に関する報告(様式2)、撮影した写真及び抗原検出キットを使用した場合はその結果を現地家保へ送信する。

(3) 施設・補給班

- 1) 資材調整係は、当該農場の既存の防疫計画書に基づき、必要資材機材の数量を確認し、以下を確認する。
 - ① 家畜保健衛生所(以下、「家保」という。)の備蓄品一覧
 - ② 市町の備蓄品一覧
 - ③ 班別配送リスト
 - ④ 資材取扱業者・単価契約リスト

2 畜産課の対応

(1) 防疫対応の準備

畜産課は、現地家保から異常家畜の届出の報告(様式1)の受理後、動物衛生課に報告するとともに、直ちに防疫対応の準備を開始する。(指針第4の1参照)

- 1) 現地家保以外の家畜保健衛生所(以下「非発生地家保」という。)と畜産試験場へ連絡

第3 家畜での発生時の防疫対応

- I 異常家畜の発見の届出から現地立入検査結果等送付までの対応
- 2 畜産課の対応 ～ 3 非発生地家保の対応

し、家畜防疫員の確保、備蓄資材の点検、消毒ポイント設置等の防疫対応の準備を指示する。

- 2) 現地家保、非発生地家保と協議して、疫学調査（Ⅱの2の（1）の3）の⑤及び5))に係る情報収集を開始する。
- 3) マップシステムにより制限区域を設定し、制限区域内の農場及び畜産関係施設を抽出するとともに、消毒ポイントの候補位置の一覧表を作成し、両家保に確認依頼する。（様式8，9）
- 4) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（海外病研究施設（東京都小平市）。以下「動物衛生研究部門」という。）が行う遺伝子検査の結果判明時間、県対策本部会議開始時間、防疫措置開始時間等のスケジュールを検討する。
- 5) 現地家保から推薦候補者の報告を受けた場合に備え、評価人の任命を準備する。
- 6) 必要な例外協議等の手続きの準備を行う。
- 7) 現地家保があらかじめ作成している既存の防疫計画書を確認する。

（2）防疫対応の開始

家畜防疫対策班は、現地家保からの「特定症状」の確認の報告を受け、県対策本部幹事長に報告及び総括班総務担当に防疫対応の開始を連絡後、直ちに以下の対応を開始する。

県対策本部幹事長は、県対策本部長に、「特定症状」の確認と防疫対応を開始した旨を報告する。

1) 動物衛生課への報告

- ① 家畜防疫対策班は、家畜防疫員による臨床検査の結果、「特定症状」を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況、抗原検出キットの結果等の情報を添えて直ちに動物衛生課に報告する。（指針第4の2の（3）参照）
- ② 家畜防疫対策班は、異常家畜の症状等に関する情報について、様式2により動物衛生課に報告する。（留意事項8参照）
- ③ 動物衛生課から指示があった場合は、現地家保に抗原検出キットを使用する旨を指示する。また、その結果について、動物衛生課に報告する。（指針第4の2の（4）参照）

3 非発生地家保の対応

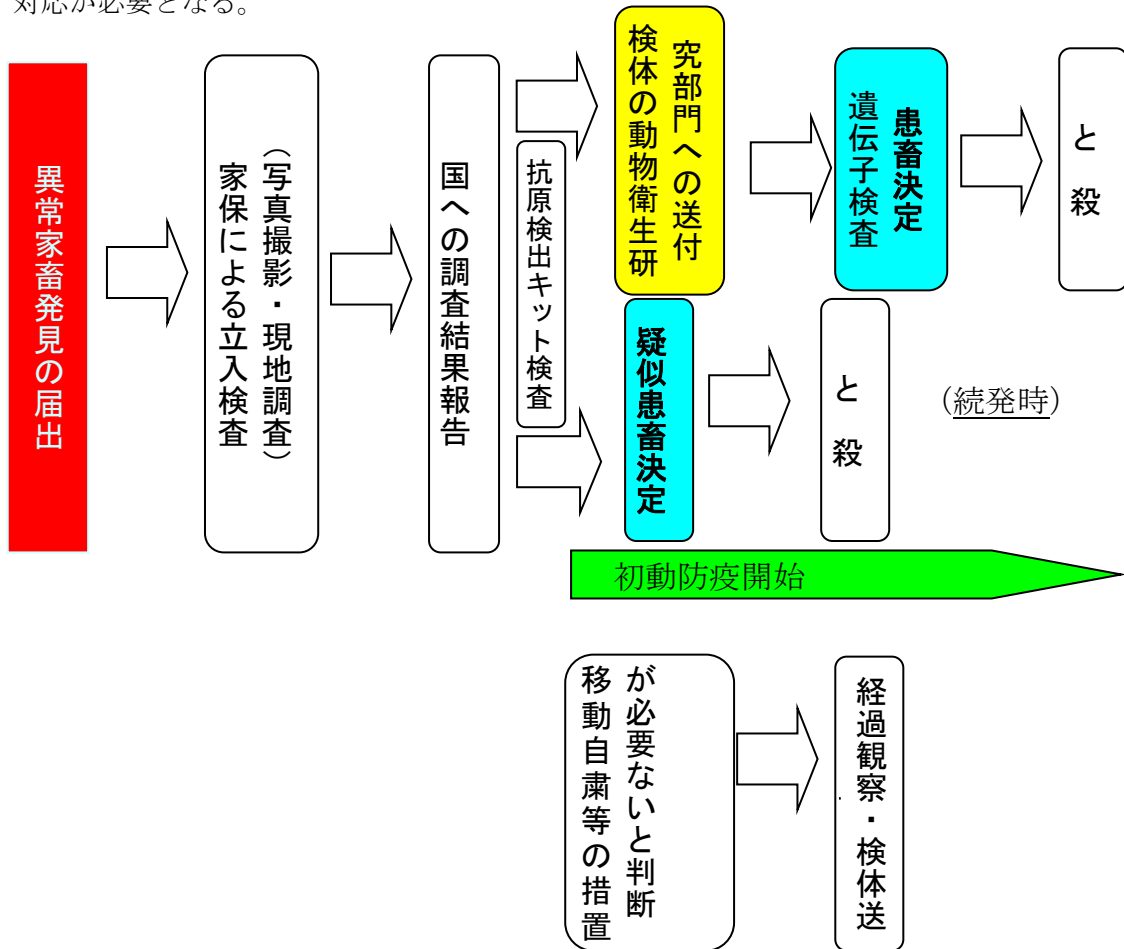
非発生地家保は、家畜防疫対策班から異常家畜の届出の連絡を受けた後、家畜防疫員の確保、備蓄資材の点検、制限区域内の農場等の確認、消毒ポイント設置等の防疫対応の準備を開始する。

II 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応

動物衛生課は、県による臨床検査の結果及び抗原検出キットの結果等の報告を踏まえ、動物衛生研究部門への検体の提出を県に求める。また、必要に応じて経過観察する旨を指示する。(指針第4の2の(5)参照)

県対策本部は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、24時間以内にと殺を、72時間以内に埋却を完了させるため、原則として、病性鑑定材料(検体)の送付が決定した時点(又は抗原検出キットの結果が陽性となった時点)で、防疫対応を開始する。

本病が続発している場合は、異常家畜の届出から疑似患畜決定までの時間が短いため、迅速な対応が必要となる。



1 現地家保の対応

(1) 現地家保総務班

- 1) 検体の送付指示を受け、初動防疫班に採材の指示を行うとともに、当該農場に検体の輸送要員の派遣と、緊急消毒機材、立入制限機材の搬送を行う。
- 2) 疫学関係情報及び防疫計画（素案）の報告
以下について、作成出来次第、家畜防疫対策班に報告する。
 - ① 異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（様式4）
 - ② 様式4 関連調査
 - ア 人・車両の出入り状況（過去21日間）（様式5-1）
 - イ 家畜、生産物等の出荷（導入）状況（過去21日間）（様式5-2）
 - ウ 給与飼料の情報（粗飼料の産地等）（様式5-3）
 - ③ 農場従事者等名簿記入用紙（様式5-4）
 - ④ 既存の防疫計画書の確認、修正により作成した防疫計画（素案）
※埋却等の地元調整の必要な事項については、原則として地元調整の結果を踏まえて対応すること。
- 3) 関連農場（当該農場の飼養管理に携わった者が、遡って7日以内に飼養管理に携わった農場等で指針第5の2の（2）の③～⑥の家畜が飼養されている農場）と判定された場合は、直ちに家畜防疫員を派遣し、移動自粛、立入制限等の発生農場に準じた措置を行う。
- 4) 当該農場の所在地を管轄する市町へ状況を連絡し、防疫対応の協議のため係員の参集を依頼する。
- 5) 防疫措置を行う要員（以下「防疫作業従事者」という。）の着衣会場及び一次集合場所を当該市町と協議し、家畜防疫対策班に報告する。
- 6) 消毒ポイントの設置場所等を、家畜防疫対策班、非発生地家保と協議し選定する。
- 7) と殺指示書（案）（様式6）を作成する。
- 8) 家畜等の移動の制限等（指針第4の4の（1）参照）
現地家保は、家畜防疫対策班からの指示を受け、初動防疫班に以下の①～③を指示する。
 - ① 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の生きた家畜、生乳、採取された精液及び受精卵、家畜の死体、排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動を制限する。
 - ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - ③ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
- 9) 現地家保補助要員の派遣を要請
土地改良事務所、農業改良普及センター、農業試験場、農業大学校、水産試験場、関係団体等に施設・補給班防疫施設係員、資材調整係員の参集を依頼する。（民間への依頼は、公表後とする。）
- 10) まん延防止のための通行の制限又は遮断の準備
現地家保又は市町は、法第15条に基づき農場周辺への通行を制限又は遮断する準備をするため、関係自治体、警察署と制限の場所等を協議し、通行を制限又は遮断する位置を決定する。
通行遮断は、患畜（疑似患畜）決定後から実施し、72時間を超えることが想定され

る場合は、警察署や道路管理者等と協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようにあらかじめ調整する。

11) 通行の制限又は遮断の手續・掲示（令第5条）の方法

- ① 制限及び遮断されるべき場所を管轄する警察署長に通報し、協力を依頼する。
- ② 関係住民への説明は当該市町に依頼する。
- ③ 道路管理者に連絡し、協力を依頼する。

12) 立入制限係の派遣

立入制限及び消毒に必要な資材を準備し、発生地班立入制限係を派遣する。

13) 班長会の開催と発生地班員の派遣

現地家保の各班員は、班長会を開催し、防疫計画（素案）の情報を共有し、作業手順、殺処分方法、役割等の確認を行う。各係長は、防疫作業従事者に配布する資料、必要な台帳等を準備し、緊急消毒や防疫措置の準備のため農場へ向かう。

発生地で作業をする家畜防疫員及び現地家保補助要員は現地家保で着衣を行う。

14) 評価人の推薦

家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ1名以上の計3名以上を、推薦候補者として家畜防疫対策班へ報告する。

15) 例外協議、道路使用許可申請等の事務手続き準備

排せつ物、敷料、飼料等について、埋却による処理が困難な場合は、焼却処理又は消毒について、例外協議の手續きの準備を行う。また、防疫施設設置のため、必要がある場合は、道路使用許可申請等の手續きを行う。

(2) 施設・補給班

各係は、以下の業務を行う。

1) 防疫施設係

- ① 当該農場に、防疫計画（素案）に基づき、立入制限ポイント、着脱テント、ユニットハウス、簡易トイレ、資材置場、投光器、動噴等の防疫施設の設置及び農場内で必要な重機の準備を行う。
 - ・市町にテント等の必要資材の配送を依頼する。
 - ・フォークリフト等の手配を家畜防疫対策班に依頼する。
 - ・（公表後）建設業協会現地支部に、不足する大型資材の手配と農場への配送を依頼
- ② 埋却を行う場合は、埋却工事の契約・執行準備を行う。

2) 資材調整係

- ① 防疫計画（素案）に基づき、配送計画を立て、両家保が保管する備蓄資材の梱包等搬送準備を行う。備蓄資材の輸送を係員（農業試験場、農業大学校、水産試験場）に要請する。輸送車が不足する場合は、家畜防疫対策班ヘトラック協会への手配を依頼する。
 - ・段ボール箱等に梱包する場合は、内容物、配送先を箱の外に明記し、現場での受取、配置に困らないよう配慮する。（発生農場、着衣会場 等）
- ② 両家保の備蓄資材の配送計画を立て輸送を開始する。現地係員は、農場内資材置き場で資材の受取りと管理を、農場内係員は、畜舎への搬送を開始する。
- ③ 防疫計画（素案）により、不足する資材を調達する。

- ④ 資材の取扱業者に在庫確認と夜間の連絡先を確認する。
- ⑤ 各種書類（注文請書、物品購入伺、受払台帳等）を準備する。

（3）初動防疫班及び発生地班

当該農場の家畜の所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明の上、直ちに次の措置を講ずる。

1) 検体の採材

現地家保からの検体送付の指示を受け、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材するとともに、適切に梱包し、輸送要員に受け渡す。（指針第4の3、留意事項10参照）

2) 検体の輸送

- ① 検体の輸送要員は、農場の衛生管理区域内に立ち入らずに、密閉容器の外側を消毒するなど徹底したウイルスの散逸防止の措置を施し、総括班総務担当の輸送係との待ち合わせ場所まで材料の搬送を行う。
- ② 家畜防疫対策班及び総括班総務担当は、病性鑑定依頼（様式3）を作成するとともに、輸送係を現地家保の検体の輸送要員との待ち合わせ場所まで派遣する。
- ③ 輸送係は、検体について様式3とともに、動物衛生研究部門へ直接持参する。

3) 農場所有者への指導（指針第4の4）

農林水産省が病性等の判定を行うまでの間、当該農場を監視下に置くとともに、本病の発生に備え、農場所有者に対し、以下の①～⑥を指導する。なお、現地家保からの指示を受け、移動制限を実施する。

- ① 生きた家畜、生乳、採取された精液及び受精卵、家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具等の移動の自粛
- ② 当該農場への関係者以外の人、車両の立入りの自粛
- ③ やむなく車両等が農場内に入る場合、出入りに際しての徹底した消毒
- ④ 従業員の農場外の家畜等の飼育場所への立入りの自粛
- ⑤ 飼料会社等に連絡し、来場しないよう要請
- ⑥ 農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒

4) 状況調査（疫学調査・防疫計画）

初動防疫班は、以下の①～④について調査し、現地家保に報告する。

- ① 異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告（様式4）
- ② 様式4関連調査（様式5-1～3）
- ③ 農場従事者等名簿記入用紙（様式5-4）
- ④ 既存の防疫計画書の確認、修正

5) 立入制限

発生地班立入制限係は、早急に、関係機関と協議の上決定した、通行制限場所で病性決定までの間、立入制限を開始する。農場出入口とした1カ所を残し、他の出入口を閉ざす措置をし、部外者の立入りを制限する表示を行い、各制限場所で監視を行う。

6) 農場（畜舎外）の緊急消毒

- ① 初動防疫班は、ウイルスの散逸を防止するため、炭酸ソーダ、消石灰等の本病に効果のある消毒薬を用いて農場敷地内の畜舎、飼料倉庫、関連施設の外部等の消毒を実施する。

- ② 敷地の出入口付近に消毒設備を設置し、当該敷地から出る物品・車両等を、4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等の本病に効果のある消毒薬を用いて噴霧消毒を行う。
- 7) 準備の整った発生地班員は、農場で初動防疫班と合流し、緊急消毒及び防疫措置の準備を行う。
- 8) 防疫施設の設置
防疫計画（素案）に基づき、農場汚染ゾーンの出入口に消毒設備を置き、ロープ等で確実にゾーン分けを実施し、クリーンゾーンを確保するとともに、着脱テント、ユニットハウス、投光器、動噴等の設置を指示する。
- 9) 防疫資材の搬入・準備
施設・補給班資材調整係（現地係員）は、防疫資材の搬入を受け、資材置き場で資材の管理を行う。施設・補給班資材調整係（農場内係員）は、発生地班殺処分係長等の指示により、農場内に資材を運搬する。
- 10) 発生地班原因究明係は、疫学情報の調査を行う。

2 県対策本部の対応

(1) 家畜防疫対策班

1) 検体の送付指示

家畜防疫対策班は、当該農場飼養家畜が次のいずれかに該当するため、動物衛生課から検体送付の指示を受けた場合は、当該家畜から検体を採材し、動物衛生研究部門に送付するよう現地家保に指示する。（指針第4の3、留意事項10参照）

- ① 「特定症状」を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- ② 1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、「特定症状」を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- ③ 抗原検出キットにおいて陽性と判定された場合
- ④ 動物衛生課が検体の提出を求めた場合

2) 非発生地家保（まん延防止班）、畜産試験場に連絡

発生状況、検体送付の指示を受けた旨を連絡し、防疫対応の開始を指示する。

畜産試験場は、まん延防止班に家畜防疫員を派遣する。

まん延防止班追跡係は、疫学関連家畜の範囲を決定するために、決定に必要な調査を開始する。（様式 6-1、6-2）

3) 動物衛生課への報告・協議

- ① 動物衛生課あて、異常家畜飼養農場に関する疫学情報（様式4）を報告するとともに、報道機関への公表について協議する。
- ② 動物衛生課と協議の上、直ちに法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の生きた家畜等の移動の制限を現地家保へ指示する。
- ③ 当該農場への関係者以外の者の立入りの制限を現地家保へ指示する。
- ④ 動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜の範囲を決定する。決定に必要な調査は、5)により、まん延防止班追跡係に指示する。（指針第12の1の(2)参照：様式7）
- ⑤ 患畜（疑似患畜）判定時に備えた準備として、以下のア～オについて措置を講じ、その内容について速やかに（遅くとも動物衛生研究部門の行う遺伝子検査の結果が出る前まで）動物衛生課に報告する。（指針第4の5参照）

ア 当該農場における畜舎等の配置の把握

第3 家畜での発生時の防疫対応

II 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応

2 県対策本部の対応

- イ 周辺農場における家畜の飼養状況の整理（様式8、9）
 - ウ 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む）
 - エ 患畜（疑似患畜）の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式レンダリング装置の利用の有無を含む。）
 - オ 消毒ポイントの設置場所の検討
現地家保及びまん延防止班との協議により決定
- ⑥ 5)の要員計画（案）の作成後、必要に応じて家畜防疫官、県外家畜防疫員、自衛隊、関係機関等の派遣要請を協議する。

4) 疫学調査、その他の情報収集等

- ① 異常家畜飼養農場に関する疫学情報等の報告（様式4）を基に、「疫学関連家畜」の調査をまん延防止班追跡係に指示する。
- ・初動防疫班からの情報（様式4、5-1～4）を基に、当該農場（疫学的関連のある農場も含む）の疫学情報を整理し、必要により電話又はFAX等で管理者、所有者等から聞き取りを補完的に実施する。
 - ・得られた情報に基づき関連業者等へ聞き取り調査を実施し、疫学関連家畜候補農場※のリストアップを行い、まん延防止班に調査を指示する。（様式7）
※注：当該農場と何らかの関連は認められたが、その農場で飼養する家畜が、疫学関連家畜であるか否か判断される前の段階の農場
 - ・調査の結果、疫学関連家畜飼養農場が判明した場合には、直ちに当該農場へ生きた家畜等の移動の自粛を連絡する。（指針第12の1の（3））
- ② 当該農場が生産物を出荷していると畜場等の取引状況の把握
- ③ 想定される制限区域内の家畜飼養農場から生産物を出荷していると畜場等の出荷状況の把握

5) 防疫計画（案）の作成

現地家保の防疫計画（素案）を検討し、県対策本部会議に上程する防疫計画（案）を作成、総括班に伝達する。

6) 現地家保及び現地事務所の設置

下記のとおり現地家保及び現地事務所を設置する。

発生場所	現地家保・現地事務所 設置場所
東部家保 本所管内	東部家保本所
小豆支所管内	小豆総合事務所
西部家保 本所管内	西部家保本所
西讃支所管内	西部家保本所

7) 関係機関等への連絡・要請

- ① 家畜防疫対策班は、制限区域のかかる隣県に連絡・協議する。
- ア 異常家畜の発生状況の情報提供
 - イ 公表の協議
 - ウ 消毒ポイント設置協議

- ② 四国3県、岡山県に連絡
- ③ 公表後、J A、獣医師会等の関係団体に連絡し、患畜（疑似患畜）決定に備え、防疫対応の協力を依頼
- 8) 埋却地の調整
家畜の所有者の埋却地等の確保が十分でない場合は、市町、県、国等の利用可能な公有地の活用を検討する。
- 9) 焼却処理施設との調整
 - ① 焼却の可能性について、環境管理班と事前に打ち合わせを行う。
 - ② 焼却する場合は、市町や行政事務組合に一般焼却処理施設の使用を求める。
 - ③ 一般焼却処理施設が複数必要な場合は環境管理班に調整を依頼する。
 - ④ 処理を急ぐ場合は、産業廃棄物処理施設を活用することも検討する。
 - ⑤ 各焼却処理施設等の求めに応じ、環境管理班と共同で地元住民に対する説明を行い、理解を得る。
- 10) 化製場等との調整
埋却処理、焼却処理のほか、レンダリング処理を行う場合は、業者や付近住民との協議を行う。
- 11) 消毒ポイント設置に当たっての対応
 - ① 消毒ポイントを設置するまでの間、飼料工場及び各施設並びに農場での消毒を徹底して実施するよう飼料関係業者（運送業者等を含む。以下同じ。）、集乳事業者、家畜運搬業者等に周知する。
 - ② 消毒ポイントの設置後、飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するため、飼料関係業者等に、消毒ポイントの設置場所、運営時間等について周知する。
 - ③ 民間への業務委託の早期の移行について、団体等と調整する。
 - ④ 高速道路等を利用する車両について、車両消毒を実施する必要がある場合は、高速道路等の道路管理者に各インターチェンジに消毒マット等の設置を依頼する。

(2) 総括班

総務担当は、総括班を構成する各担当課へ連絡後、総括班を組織し、以下を行う。

1) 県対策本部事務局会議の開催

総務担当は、家畜防疫対策班と協力のもと、必要に応じて事務局会議を開催し、以下について情報共有を図り、業務を開始する。

- ① 発生状況と防疫対応
- ② 役割分担の確認、防疫対応の開始要請
- ③ 本部会議及び報道対応の情報共有
- 2) 県対策本部事務局等の準備
 - ① 総務担当は、事務局等を確保（19F農政水産部会議室）し、電話、FAXの引き込みを財産経営課に依頼する。
 - ② 防疫対応に必要な公用車の確保を総務学事課に依頼する。
- 3) 県対策本部会議の開催準備

* 県対策本部事務局会議メンバー

農政課、畜産課、危機管理課、秘書課、
広聴広報課、人事・行革課、
職員課（健康管理室）、健康福祉総務課、
農業経営課、土地改良課、土木監理課、
みどり保全課、廃棄物対策課、警察本部

第3 家畜での発生時の防疫対応

II 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応

2 県対策本部の対応

総務担当は、県対策本部会議の開催準備と、会議の資料を作成する。

4) 庁内の初動連絡

総務担当は、下記の初動の連絡を行う。なお、必要に応じて随時進捗状況の連絡を行う。

- ① 連絡担当に疑い事例の情報、本部会議の開催を連絡する。
- ② 幹事課に疑い事例の情報、本部会議の開催を連絡するとともに分掌事務の開始を依頼する。
- ③ 自衛隊への派遣要請準備として、危機管理班に発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等必要事項を連絡する。

5) 要員調整

- ① 要員担当は、防疫計画(案)の必要人員をもとに、連絡担当に初動4日間の要員名簿の修正を依頼する。
- ② 要員担当は、要員名簿の取りまとめ、調整を行う。
- ③ 現地事務所・要員調整係に要員名簿を送付する。
- ④ 要員予定者に対し、要員要請を行う。患畜(疑似患畜)決定通知後、直ちに防疫措置が開始できるように集合場所、時間等を指示する。

6) 報道機関への情報提供

総務担当は、家畜防疫対策班、広報・報道調整担当と連携して、報道機関に情報提供を行う。

- ① 疑い事例確認の公表(農林水産省と同時公表)
- ② 今後の対応等

7) 県対策本部会議の開催

香川県口蹄疫対策本部設置要綱に基づき、県対策本部会議を開催する。必要に応じて同幹事会を開催する。

8) 関係機関等への連絡・要請

- ① 総務担当は、当該農場の所在地を管轄する市町等へ連絡する。
当該市町、周辺市町、その他の市町に、発生状況等を連絡するとともに、防疫対応(7を参照)への支援を要請する。
- ② 国関係機関への連絡
四国地方整備局、四国運輸局、中国四国農政局地方参事官(香川)に連絡し、患畜(疑似患畜)決定に備え、防疫対応の支援を要請する。
- ③ 一般社団法人香川県建設業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会等への連絡
総務担当は、疑い事例公表後、両協会等に対し、第1報を連絡し、協力要請する。
具体的内容は、各担当者から行う。

(3) 健康管理班

健康管理班は、防疫作業従事者の安全確保対策等の対応を開始する。

(4) 防疫施設班

- 1) 当該農場に、防疫計画(素案)に基づき、立入制限ポイント、着脱テント、ユニットハウス、簡易トイレ、資材置場、投光器、動噴等の防疫施設の設置及び農場内で必要な重機の準備を行う。

- ① 建設業協会現地支部に、不足する大型資材の手配と、農場への配送を依頼する。
- ② 市町にテント等の必要資材の配送を依頼する。
- 2) 埋却を行う場合は、資材調整係と連携し、埋却に必要な資材の手配及び埋却工事の委託先と執行準備を行う。
- 3) まん延防止班の指示に従い、消毒ポイントの設置の準備をする(3の(1)の5)を参照)。

3 非発生地家保(まん延防止班)の対応

(1) 防疫対応の開始

家畜防疫対策班からの指示を受け、防疫対応を開始する。

- 1) 防疫資材の確認、確保
- 2) 動力噴霧器の動作確認、確保
- 3) 農業改良普及センターに係員参集を依頼
- 4) 関係者への連絡等

想定される制限区域内の農場及びと畜場等関連施設、家畜以外の偶蹄類の所有者、畜産関係者への連絡と移動自粛の要請を行う。(様式8、9)

① 疑い事例発生と、移動自粛の要請

当該農場を中心とした半径10km以内の区域の農場について、生きた家畜、生乳(半径1km以内の区域の農場で搾乳されたものに限る。)、当該農場で採取された精液及び受精卵等、家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動自粛等の必要な指導を行う。(指針第4の4(1)④)

- ② 現在の飼養頭数、月齢、畜舎数の確認(検査準備のため)
- ③ 出荷していると畜場等への出荷状況の確認(予定を含む)
- ④ 例外協議の資料作成
- ⑤ 飼料会社、集乳業者、死亡畜回収業者等に収配送の自粛を要請

5) 周辺農場の消毒等

患畜又は疑似患畜の判定に備え、当該農場の周囲1km以内の区域に位置する家畜飼養農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びイノシシにあつては、6頭以上飼養する農場に限る。)の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布等を指示する。(指針第7の1(3))

6) 消毒ポイント係

消毒ポイント係は、班長の指示により、県土木事務所、市町と協力して消毒ポイントの設置、運営、機材の手配の調整

- ① 決定した消毒ポイントの施設管理者に連絡
- ② 建設業協会現地支部に大型機材の手配を依頼
- ③ 土木事務所毎に資材配送計画を作成し、家保あるいは消毒ポイント等への集合場所及び集合時間を土木事務所、市町に連絡
- ④ 関係市町に、要員要請、資材提供依頼
- ⑤ 県対策本部の指示により、消毒ポイント運営開始
- ⑥ 消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は所轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する(申請書は非発生地家保から所長命で申請)。

7) 追跡係

追跡係は、家畜防疫対策班からの指示を受け、疫学関連家畜飼養農場等への立入検査

第3 家畜での発生時の防疫対応

II 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応

3 非発生地家保（まん延防止班）の対応 ～ 4 現地事務所の対応

を開始する。（指針第12の1参照）

疫学関連家畜飼養農場の抽出と移動制限の指示、その後の例外協議の運用を行う。

- ① 家畜防疫対策班からのリスト（様式7）をもとに、疫学関連家畜候補農場に立入し、発生農場との関連の有無や関連の程度を調査するとともに、臨床症状の確認（必要に応じて検体の採材）を行う。（様式7-2）
- ② 動物衛生課との協議の結果、疫学関連家畜となった場合は、家畜防疫対策班からの指示を受け、法第32条第1項の規定に基づき、移動を制限する。
- ③ 調査で得られた疫学情報は必要に応じて発生地班原因究明係へ報告する。

8) 検診係

検診係は、発生状況調査の準備を行う。

- ① 農場名簿を整理し、巡回計画を作成する。

4 現地事務所の対応

防疫計画に基づく防疫活動を円滑に進めるため、現地事務所は、防疫措置終了までの間、情報の収集、市町関係団体との連絡調整、着衣会場及び現地着脱テントの管理等を行う。

また、防疫活動が進むにつれて、発生地班の防疫活動など複数の業務が同時に進行することから、各班係の進行管理を行い、総括班及び家畜防疫対策班に報告する。

(1) 連絡調整係

- 1) 県対策本部、市町対策本部、警察署、周辺市町、関係団体と、現地家保との連絡調整窓口を担う。
- 2) 埋却地の調整
 - ① 埋却する場合は、市町及び環境管理班、埋却調整班、発生地班埋却係、施設・補給班防疫施設係との協議内容を確認し、発生地班埋却係と共に現地調査（水源、飲用井戸、地下水、土質、地理条件、面積）を市町に依頼する。
 - ② 市町と共同で、発生農場周辺の地元住民に対して説明を行い、正確な情報を提供するとともに防疫活動への支援と協力を要請する。
 - ③ 埋却地の候補が決定すれば、市町と共同で埋却地周辺の地元住民に対する現地説明会を開催し、理解を得る。埋却地が決まらなければ、引き続き調整を行う。
- 3) 化製場との調整
埋却処理のほか、レンダリング処理を行う場合は、化製場周辺の業者や付近住民との協議を行う。移動式の場合は、設置場所の付近住民との協議を行う。

(2) 要員調整係

- 1) 係員は、公用車等で現地家保に参集し、着衣会場へ移動し、市町、着脱指導係と会場設営を行うとともに、要員の集合状況等の情報収集を行う。
- 2) 総括班要員担当から、要員名簿の提出を受け、現地家保各班から提出された必要人員の配置状況を確認し、発生地班長に連絡する。
- 3) 市町、県内各種団体への要員要請及び取りまとめを行う。
- 4) 2) 及び3)の名簿を着脱指導係に渡す。
- 5) 会場の管理、農場へのバスの運行管理、飲料・軽食の手配、不足資材の連絡等の業務を行う。
- 6) 防疫作業従事者の安全確保対策等の対応、応急処置対応以外の事故、けが等の対応に

ついて健康管理班に確認しておく。

(3) 着脱指導係

- 1) 係長及び係員は、公用車等で着衣会場に参集し、市町、要員調整係と会場設営を行う。
- 2) 着衣会場及び現地着脱テントにおいて、着脱指導及び体調不良者対応の資材準備を行う。
- 3) 要員調整係から要員名簿を受け取り、受付の準備をする。

5 市町の対応

市町は、県対策本部及び現地家保並びに非発生地家保と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を開始する。

(1) 当該農場の所在地を管轄する市町の対応

- 1) 市町口蹄疫対策本部の設置
疑い事例発生の報告を受け、市町口蹄疫対策本部を設置する。
- 2) 着衣会場等の会場の提供、設営、運営
 - ① 着衣会場及び一次集合場所を提供する。
 - ② 要員を派遣する。
 - ③ 現地事務所に協力し、会場の運営を補佐する。
- 3) 通行の制限又は遮断の準備等
 - ① まん延防止のための通行の制限又は遮断の準備（1の（1）の10）参照
現地家保、管轄警察署と協議し決定した通行制限（遮断）場所で、制限に必要な資材の準備と設営を行う。
 - ② 通行の制限又は遮断の手続・掲示（令第5条）の方法（1の（1）の11）参照
現地事務所と共同で、発生農場周辺の地元住民に対して説明を行い、正確な情報の提供と、防疫活動への支援と協力を要請する。また、必要に応じて、住民説明会を開催する。
 - ③ 立入制限係の派遣（1の（1）の12）、1の（3）の5）参照
- 4) 防疫施設設置に関する協力（施設・補給班防疫施設係）
 - ① 資材置き場及びテント等の設置場所を確認し、テント等資材の提供と設営を行う。
 - ② 市道等を利用する場合は、必要な手続きを行う。
- 5) 埋却地の選定
 - ① 発生地班埋却係、環境管理班、埋却調整班、施設・補給班防疫施設係と協議し、現地調査（水源、飲用井戸、地下水、土質、地理条件、面積）を実施する。
 - ② 埋却地の候補が決定すれば、現地事務所と協力し、地元住民に対する現地説明会を開催し、理解を得る。
- 6) 評価人の選出
 - ① 畜産の知識が豊富な職員を評価人候補者として選出し、現地家保へ報告する。
- 7) 自衛隊の受入れ準備
 - ① 派遣隊員の待機場所、駐車場及び野営地を提供する。
- 8) 消毒ポイント設置場所の提供、設営、運営への協力
 - ① 消毒ポイントの設営に協力し、設置場所やテント等資材を提供し、設置要員の派遣や、消毒用水の給水及び燃料補給を支援する。

第3 家畜での発生時の防疫対応

Ⅱ 現地調査結果等の送付から国による病性決定までの対応

5 市町の対応

- ② 軽微な資材の調達、設備の補修、修繕を行う。
- 9) 非発生地家保の行う発生状況確認検査、疫学調査等の対象農家への同行準備
 - ① 対象となる農場・施設への道案内や、必要な車の手配及び調査に協力する。
- 10) 風評被害の防止の準備
 - ① HP等の周知、ポスター等の配布
 - ② 学校給食（市町教育委員会）や公的施設等での適切な取り扱いの周知
- 11) 住民に対する本病の疑い事例発生の周知及び防疫活動に対する協力の呼びかけ等地域住民対応
- 12) 防疫作業への協力（要員派遣）
 - ① 農場防疫作業等への協力準備

（2）制限区域内に含まれるもしくは消毒ポイントの設置が想定される市町の対応

制限区域内に含まれるもしくは消毒ポイントの設置が想定される市町は、上記（1）の8）～12）の対応を行う。

（3）その他の市町の対応

その他の市町は、上記（1）の10）、11）、12）、必要に応じて9）の対応を行う。

Ⅲ 患畜（疑似患畜）決定後の対応

1 県対策本部の対応

(1) 家畜防疫対策班

農林水産省において病性を判定し、動物衛生課より患畜（疑似患畜）であると判定する旨の通知（法第13条の2第5項）を受けた場合、以下について、直ちに実施する。

- 1) 現地事務所、現地家保及び非発生地家保に防疫計画に基づく防疫対応を指示
- 2) 関係者への報告、連絡等
 - ① 総括班総務担当へ報告し、県対策本部各班に対応の開始を要請する。
 - ② 畜産試験場へ患畜（疑似患畜）であると判定された旨の連絡を行う。
 - ③ 患畜（疑似患畜）であると判定された旨及び発生農場の所在地について、ア、イに連絡する。また、ウに対し連絡を行うよう、まん延防止班に指示する。（指針第6の1参照）
 - ア 近隣県（ただし、制限区域を含む県へは、詳細な位置情報を提供する。）
 - イ 獣医師会、生産者団体その他関係団体
 - ウ 発生農場から半径10km以内の農場及び県が必要と認める者
 - ④ 動物衛生課と抗ウイルス資材の使用（豚対応）について協議する。
- 3) 家畜飼養者等への情報提供をまん延防止班へ指示
- 4) 移動・搬出制限区域の設定（指針第9参照）

本病のまん延を防止するため、生きた家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の区域内での移動、搬出を法32条に基づき制限する。
- 5) 評価人の任命等の手続き
- 6) 制限区域内の家畜の所有者への対応（指針第9の1の（5）参照）

制限区域の設定を行った場合、制限区域内の家畜の所有者への情報提供等について、まん延防止班へ指示する。
- 7) 消毒ポイントの運営開始及び飼料運搬車両等を運行する業者に通知
- 8) トラック、重機等のレンタル及びガソリン等の燃料の手配
- 9) 家畜集合施設等の開催等の制限
 - ① 動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合、まん延防止班へ指示する。（指針第10の1参照）
 - ア と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜
 - イ 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ウ 家畜の放牧
 - ② 動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における次の催物の開催を停止する場合は、まん延防止班へ指示する。（指針第10の2参照）
 - ア 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - イ 家畜の放牧
- 10) 野生イノシシ・シカへの対応

動物衛生課と協議の上、Ⅵの野生イノシシ・シカへの対応について、野生イノシシ・シカ班及び市町に協力を要請するとともに、野生イノシシ・シカ採材班に採材を指示する。（留意事項3）

（2）総括班

1) 県対策本部会議の開催

- ① 家畜防疫対策班から患畜（疑似患畜）であるとの報告を受け、総務担当は県対策本部長、本部員、幹事にその結果を報告し、県対策本部各班に対応の開始を要請する。
- ② 患畜（疑似患畜）であると判定された旨及び発生農場の所在地について、県内市町等に連絡を行う。

2) 県対策本部各班との連絡調整

3) 県職員の要員計画、調整等（要員担当）

4) 記者発表を行うための調整、取材活動の調整、報道発表資料の確認（広報・報道調整担当）

5) 患畜（疑似患畜）の確認について公表

患畜（疑似患畜）の確認についての公表は、農林水産省と県が同時に行う。

6) 県の活動状況、風評被害防止対策等の広報活動等（広報・報道調整担当）

7) 報道機関への情報提供

各班の対応状況の報告を受け、家畜防疫対策班と協力して、広報・報道調整担当を通じ随時報道機関に情報提供を実施する。

8) 要員の受入れ

要員担当と協力して、国が派遣する調整職員、疫学専門家、緊急支援チーム、疫学調査チーム、他県の家畜防疫員に情報提供を行う。

9) 各種告示

- ① 本病の発生の告示（法第13条）
- ② 家畜等の移動の制限の告示（法32条及び細則第7条）
- ③ 家畜集合施設の開催等の制限の告示（法33条及び細則第7条）
- ④ 放牧等の制限の告示（法34条及び細則第7条）

（3）健康管理班

- 1) 防疫作業従事者等の健康管理・安全確保に関すること
- 2) 職員の精神保健活動を含めた健康相談

（4）健康相談班

- 1) 県民の健康の保持及び増進に関すること
- 2) 防疫作業従事者の防護服着脱指導、作業時の体調不良者への対応、受付

（5）防疫施設班

1) 埋却時の土木関係事務（土地改良課）

地元建設業協会と発生農場での埋却地の掘削等に必要な資機材の運搬、設置、撤去、埋却作業に係る調整を行い、内容について現地家保と協議する。

2) 消毒ポイントの設置・運営（土木監理課）

市町、非発生地家保と連携し、消毒ポイントを設置し、初動期の消毒作業の実施を行う。

（6）危機管理班

- 1) 自衛隊への派遣要請 等

(7) 公安班

- 1) 立入制限の支援
- 2) 通行の制限又は遮断措置（法第15条、法第10条第3項及び第25条の2第3項）の支援
- 3) 消毒ポイント運営の支援

(8) 埋却調整班

- 1) 公用車の確保、人員運搬車両の確保（総務学事課）
- 2) 埋却地選定の協力（国有地、県有地）（財産経営課）
- 3) 埋却場所に関すること（生活衛生課）

(9) 環境管理班

- 1) 飲用水及び水環境の保全（環境管理課）
発生農場及び埋却場所の周辺等の公共用水域及び飲用井戸の水質検査
- 2) 廃棄物処理施設の確保と調整（廃棄物対策課）
廃棄となる汚染物品の埋却処分が困難な場合の焼却処理施設の確保と連絡調整等

(10) 野生イノシシ・シカ班

- 1) 猟友会等の関係者への情報提供
- 2) 野生イノシシ・シカへの対応への協力依頼
 - ① VI及び第4のⅢの検査時における捕獲イノシシ・シカからの検体の採材について、猟友会等の関係者への協力依頼（連絡、現地案内、検体提供、留意事項の周知等）（留意事項58）
 - ② 第4のⅢの野生イノシシ・シカで本病の感染が確認された場合、当該イノシシ・シカ及び①により確保した地点の消毒の徹底、ウイルスの拡散防止のため、速やかな焼却又は埋却等の適切な処理について、猟友会等の関係者への協力依頼（指針第24の3、留意事項59）

(11) 県民生活班

- 1) 消費者からの相談窓口の設置
- 2) 問い合わせへの対応
- 3) 消費者に対する情報発信の対応等（本病に関する情報提供（風評被害含む））

(12) 食の安全班

- 1) 食の安全に関すること
 - ① 食品に関する相談窓口
- 2) 動物愛護に関すること
 - ① ペットの相談窓口

(13) 経営対策班

第3 家畜での発生時の防疫対応

Ⅲ 患畜（疑似患畜）決定後の対応

1 県対策本部の対応 ～ 3 現地家保の対応

- 1) 畜産農家・関連業者の経営に関する相談窓口の設置
- 2) 畜産農家の経営に対する資金等による支援等
- 3) 中小企業制度融資による支援等

(14) 学校対策班

- 1) 各学校への情報提供と情報収集
- 2) 農業高校への対応

(15) 税務班

- 1) 発生農場等急激な影響を受けた経営体等の納税に関する相談窓口

2 現地事務所の対応

(1) 連絡調整係

- 1) 通行の制限又は遮断の手續、掲示等の方法について（令第5条）の住民説明等
 - ① 制限及び遮断されるべき場所を管轄する警察署長に通報し、協力を得る。
 - ② 関係住民への説明は市町に依頼する。
- 2) 市町を通じ、発生農場周辺の地元住民、自治会へ情報を提供するとともに、苦情・要望等に対応する。
- 3) 報道機関からの問い合わせに対しては、情報の一元化を図るために、総括班広報・報道調整担当に転送する。
- 4) 埋却地と発生地班との調整を行う。

(2) 要員調整係

- 1) 着衣会場において、防疫作業従事者の農場へのバス運行管理、資料の配布、不足資材の手配、軽食、飲料水の手配を行う。
- 2) 応急処置以外の防疫作業従事者の事故、けが等の対応は発生地班長と連絡を取りながら行う。
- 3) 新たに要員の必要が生じたときには、総括班と協議する。

(3) 着脱指導係

- 1) 着衣会場、現地着脱テントにおいて、防疫作業従事者に対し、防護服等の着脱指導を行う。
- 2) 要員調整係から受け取った要員名簿で受付を行い、着脱指導係（荷物担当）は要員者が荷物を受け取る前に、帰着の確認をする。
- 3) 体調不良者、物品不足などの場合には、脱衣テント責任者は発生地班長に連絡する。擦り傷のような軽いけがは脱衣テントで応急処置を行う。

3 現地家保の対応

(1) 現地家保総務班

家畜防疫対策班から患畜（疑似患畜）であるとの連絡を受け、以下の対応を行う。

- 1) 患畜（疑似患畜）は、当該農場内で、原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺を完了する。

- 2) 患畜（疑似患畜）の死体については、原則として、病性の判定後 72 時間以内に発生農場等又はその周辺において埋却する。
- 3) 防疫計画に基づく防疫措置の開始を各班長に指示する。
- 4) 新たに要員の必要が生じた時には、現地事務所・要員調整係と協議する。
- 5) 埋却工事（運搬を含む）の業務委託契約を締結する。
- 6) 庶務関係書類の作成
 - ア 消耗品の保管、受払い及び台帳
 - イ 備品の保管、受払い及び台帳
 - ウ 物品購入伺の作成、支払い事務

(2) 施設・補給班

各係は、以下の業務を行う。

- 1) 防疫施設係
 - ① 発生地班埋却係、防疫施設班（現地土地改良事務所）と協力して埋却工事の執行を行う。
 - ② 埋却溝工事、汚染物品等の運搬等の契約を締結後、工事を開始する。
 - ③ 埋却溝工事の進捗状況の確認を行い、埋却処理の計画を調整する。
- 2) 資材調整係
 - ① 防疫計画に基づき、必要資材機材の数量の調整を行い、不足する資材を直ちに調達する。
 - ② 各班からの必要資材の購入依頼をとりまとめ、随時見積もりを行うとともに発注する。資材の発注、納品がわかるように台帳（注文請書）を整備し、発注は班長が一括して行う。注文請書を基に現地家保総務班と連携し、物品購入伺の作成を補助する。
 - ③ 納入された資材は現地家保で納品確認した後、業者に指定の場所への配送を指示する。
 - ④ 不要物は、排出場所毎に一ヶ所に集めておき、必要に応じて消毒し、市町または産業廃棄物処理場で処理する。

4 非発生地家保（まん延防止班）の対応

まん延防止班の各係は、家畜防疫対策班からの指示に従い、以下の対応を行う。

また、状況により、市町及び畜産関係者等を参集した緊急防疫会議を開催するとともに、市町に対策窓口の設置を要請する。

(1) 総務係

- 1) 制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について電話、FAX、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュール等について説明する。（指針第9の1の（5））
- 2) 制限区域内の家畜の所有者を対象に、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、イノシシやシカ等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条に基づき、毎日の死亡頭数等について報告するよう求める。（指針第9の1の（6）、留意事項27参照）
- 3) 患畜（疑似患畜）が確認された農場から半径10km以内の農場及び県が必要と認める者に対して、当該農場の住所について情報提供する。（指針第6の1の（2）参照）

第3 家畜での発生時の防疫対応

Ⅲ 患畜（疑似患畜）決定後の対応

4 非発生地家保（まん延防止班）の対応

- 4) 情報を提供する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。（指針第6の1の（3）参照）
- 5) 移動、搬出制限の対象外としての例外協議のための資料等を作成し、家畜防疫対策班に送付するとともに、協議の結果を農家等に通知する。
- 6) 移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合の連絡を行う。（指針第10の1（1））
 - ① と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜
 - ② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ③ 家畜の放牧
- 7) 移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の家畜集合施設に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させる旨の連絡を行う。（指針第10の1（2））
- 8) 搬出制限区域内における次の催物の開催等を停止する場合の連絡を行う。（指針第10の2参照）
 - ① 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ② 家畜の放牧
- 9) 上記以外の家畜の所有者、農場等への情報提供
- 10) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（指針第12の6）
 - ① 速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果及びこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する。
 - ② ①の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ、本病がまん延する可能性が高いと認める場合には、期限等を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。
 - ア 衛生管理区域内における家畜の伝染性疾病の病原体による汚染の拡大の防止の方法に関する事項
 - イ 衛生管理区域外への家畜の伝染性疾病の病原体の拡散の防止の方法に関する事項
 - ③ ②の勧告を受けた所有者が当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべきこと等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

（2）消毒ポイント係

消毒ポイント係は、班長の指示により、県対策本部で決定した防疫計画に基づき、土木監理課、土木事務所、市町と協力し、消毒ポイントの業務を開始する。

- 1) 総括班要員担当及び総務係から要員名簿をもらう。
- 2) 消毒ポイント係は、速やかに、土木事務所、民間団体とともに市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、発生農場周辺の感染拡大を防止すること並びに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイ

ントを運営する。

- 3) 畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、必要に応じて、一般車両の消毒も実施する。（指針第11参照）
- 4) 主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域それぞれとの境界地点での標示。（指針第9の1の(4)）

(3) 追跡係（指針第12の1参照）

家畜防疫対策班からの指示により「疫学関連家畜」のウイルス浸潤状況の確認のため検査を実施する。

(4) 検診係

- 1) 制限区域内の農場のウイルス浸潤状況の確認のため以下の検査を実施する。（指針第12の2参照）
 - ① 発生状況確認検査
 - ② 清浄性確認検査
- 2) 制限の対象外とするため、以下の移動のための検査、確認等を実施する。（指針第9の5参照）
 - ① 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動
 - ② 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動
 - ③ 制限区域外の家畜等の通過
- 3) 原則として、制限区域の設定後21日間は、と畜場に関して制限の対象外は設けませんが、21日間経過後、発生状況等の状況を勘案して、移動制限区域内（発生農場から半径5km以内の区域を除く。）のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができるので、必要に応じて確認を行う。
- 4) 必要に応じて立入検査を行い、移動制限区域内を中心に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。（指針第12の6参照）

5 市町の対応

県対策本部から、患畜（疑似患畜）であると判定された旨及び発生農場の所在地の連絡を受け、以下の対応を行う。

(1) 発生農場の所在地を管轄する市町の対応

- 1) 通行の制限又は遮断（法第15条）（IVの(1)の2）参照
- 2) 発生農場周辺の地元住民、自治会へ情報を提供するとともに、苦情・要望等に対応する。
- 3) 消毒ポイント運営への協力の継続
 - ・要員の派遣、見まわり、給水・燃料の補給等の運営支援
- 4) 非発生地家保の行う発生状況確認検査、清浄性確認検査、疫学調査等の対象農家への同行
 - ・道案内、車の手配、聞き取り事項の記録
- 5) 風評被害の防止

第3 家畜での発生時の防疫対応
Ⅲ 患畜（疑似患畜）決定後の対応
5 市町の対応

- 6) 住民に対する本病の情報の提供及び防疫活動に対する協力呼びかけ
 - ・各種相談窓口の開設 等
- 7) VIの野生イノシシ・シカへの対応への協力
- 8) 防疫作業への協力（要員派遣）
 - ・農場防疫作業への要員の派遣 等

(2) 制限区域内に含まれる若しくは消毒ポイントの設置市町の対応

制限区域内に含まれる若しくは消毒ポイントの設置市町は、上記（1）の3）～8）の対応を行う。

(3) その他の市町の対応

その他の市町は、上記（1）の5）、6）、7）の対応を行う。

IV 発生農場等の防疫対応

発生農場の防疫措置は、現地家保が指針、本マニュアル及び防疫計画に基づき実施する。防疫作業従事者の作業概要については、香川県口蹄疫防疫マニュアル（現地要員編）に記載する。

各班長及び各係長による班長会議を適宜開催し、各班の防疫措置状況報告、問題点の整理と解決、翌日防疫措置予定、要員計画の変更等の報告、県対策本部からの情報伝達等を行い、防疫活動の進捗状況の把握及び情報の共有化を図る。

(1) 発生地班等

1) 発生地班長

- ① 家畜の所有者に対し、以下について説明した後、と殺指示書を交付し、作業に着手する。
 - ア 本病の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の3の規定により行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができないことについて遺漏なく説明する。
 - イ と殺の義務（法第16条）
 - ウ 死体の焼却等の義務（法第21条）
 - エ 汚染物品の焼却等の義務（法第23条）
 - オ 畜舎等の消毒の義務（法第25条）
 - カ 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、ア～オについて、所有者への指示に代えて自らこれを実施することができる。
- ② 農場内にいる殺処分係長、評価・記録係長から各畜舎の防疫措置状況等の報告を受け、進捗状況を管理し、現地家保に報告する。
- ③ 立入制限係、施設・補給班資材調整係（現地係員）、現地事務所着脱指導係（脱衣テント責任者）からの進行状況の報告を受け、全体の進捗状況を管理し、現地家保に報告する。
- ④ 要員の受け入れ、退出、事故等、クリーンゾーンでの業務全般の進捗状況を記録し、現地家保に報告する。
- ⑤ 発生地副班長は、班長を補佐し、班長不在の際はその任を行う。

2) 立入制限係（通行の制限又は遮断（法第15条））

現地家保又は市町は、患畜（疑似患畜）と決定された後、警察や道路管理者等と協力して、発生農場への人、車両の往来を制限する。農場内進入路を1カ所として通行制限をし、それ以外の進入路を通行遮断する。（最大72時間）

この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。（指針第8参照）

- ① 防疫作業従事者数及び資材数量の確保状況を確認し、器材を点検する。
- ② 発生農場及びウイルスに汚染された場所への侵入道路でロープ等を張り、通行規制の理由等を掲示し、人、車両の往来を制限する。
- ③ やむなく車両等が農場内に出入りする場合、消毒係と協力し、徹底的な消毒を実施する。

3) 現地家保・施設・補給班 資材調整係のうち

【現地係員】

- ① 発生地資材置き場において資材の確認・検収・出納管理
- ② 発生地班各係からの不足資材の取りまとめ
- ③ その他、クリーンゾーンの業務の補佐

【農場内係員】

- ① 農場内各係長（もしくは畜舎毎のリーダー）からの要請を受け、各畜舎に必要な資材を配送する。
- ② その他、各畜舎のリーダーを補佐する。

4) 消毒係

ウイルスの撲滅、発生農場外への散逸防止のために消毒等を行う。

- ① 初動防疫班と協力して、農場の緊急消毒等を継続する。
 - ア 速やかに、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布等、粘着シートの設置や殺鼠剤、殺虫剤等の散布等により農場外への病原体拡散防止措置を行う。（指針第7の1（3））
 - イ 農場周辺の道路に消毒薬を散布する。
 - ウ 散水車を用いて周辺道路を消毒する際は、市町に協力を求める。
- ② 防疫作業前後の消毒を行う。
- ③ 殺処分した家畜等の消毒を行う。
- ④ 汚染ゾーン出入口及び農場出入口において、搬出される物品及び退出する人の消毒を行う。
- ⑤ と殺の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、粘着シートの設置や、殺鼠剤の散布等と併せて、はえ等の駆除及び口蹄疫ウイルスを伝搬する可能性がある昆虫等の散逸を防ぐために、畜舎内を中心に、殺虫剤を散布する。（指針第7の5）

5) 評価・記録係

【評価業務】

患畜（疑似患畜）となった家畜の評価額の算定方法は指針別紙により行う。

- ① 家畜防疫対策班から評価人名簿をもらう。
- ② 患畜（疑似患畜）汚染物品の評価を行う。
- ③ 殺処分に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、牛は個体ごとに、豚は代表的な個体について、体型、骨格が分かるように写真を撮影する。
- ④ 汚染物品（生乳、飼料、堆肥、薬品、化学肥料、精液等）の数量を確認する。

【記録業務】

発症家畜の畜舎内における位置（場所）及び頭数等の情報の記録、発症家畜の病変部位のステージの確認及び写真撮影、防疫作業の画像の撮影等を行う。

- ① 防疫作業上、記録業務が困難な場合は、防疫作業従事者に協力を依頼する。
- ② 報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した画像を提供すること等により、指針第6の3の（5）の事項について協力を求める。

6) 殺処分係 (指針第7の1参照)

患畜(疑似患畜)の殺処分は、原則として患畜(疑似患畜)であると判定された後、農場外への病原体拡散防止措置が完了してから、目安として24時間以内に完了する。殺処分は、防疫作業従事者の安全を確保することに留意して行う。

また、殺処分後の死体の搬送作業がスムーズに行えるように搬送係と調整しておく。

- ① 保定、殺処分、搬出等、作業ごとの集合時間・場所と誘導方法などを現地事務所・要員調整係と打合せするなどして、一連の流れをシミュレーションしておく。
- ② 患畜(疑似患畜)の殺処分は、薬殺、電殺等の方法により迅速に行う。また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、家畜の所有者、防疫作業従事者等の心情にも十分配慮する。
- ③ 畜舎外で殺処分を行う場合は、外部から見えないようにブルーシートで周囲を覆い、家畜が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。
- ④ 殺処分された家畜の搬送は搬送係が行うが、殺処分係が運搬車両への積載までを行う。

7) 搬送係 (指針第7の2の(2)参照)

患畜(疑似患畜)の死体については、原則として発生農場等又はその周辺において埋却する。やむを得ず、農場から移動させる必要がある場合は、以下の①～④を実施の上、死体を埋却地へ搬送する。業者や付近住民との協議が整えば、化製処理場に搬送し、レンダリング処理を行う。

- ① 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ② 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ③ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ④ 移動経過を記録し、保管する。

8) 汚染物品回収係 (指針第7の3参照)

家畜の排せつ物、飼料等の汚染物品は、フレコンバッグ等に詰めて埋却等するため、回収する必要がある。量が少ない場合は焼却することもある。作業動線が重なるため、殺処分係とスケジュールを調整する。

汚染物品については、原則として発生農場等又はその周辺において埋却する。やむを得ず、農場から移動させる必要がある場合は、7)の①～④を実施の上、汚染物品を埋却地へ搬送する。汚染物品は、埋却等の処理を行うまでの間、野生イノシシ・シカ等が接触しないよう隔離及び保管する。

- ① 農場内の汚染物品の回収を行う。
- ② 防疫作業従事者等が使用した防護服等の回収を行う。

9) 埋却係 (指針第7の2参照)

患畜(疑似患畜)の死体は、原則として、患畜(疑似患畜)と判定された後、72時間以内に農場内又は農場周辺に埋却する。

患畜(疑似患畜)と決定された後、直ちに現地事務所連絡調整係、施設・補給班防疫施設係(工事施工業者を含む)、立入制限係、消毒係、殺処分係、搬送係と連携を図り、

迅速に埋却地場所の検討(試掘調査)及び運搬ルートの検討を行う。

- ① 埋却場所を選定する。
- ② 埋却場所の確認及び運搬ルートの検討及び試掘調査を行う。
- ③ 工事施工業者が機材を保有していない場合は、レンタル機器及び資材を施設・補給班防疫施設係、資材調整係に依頼する。
- ④ 必要があれば、埋却溝の外周部をシート等で遮蔽し、病原体の散逸を防止する。
- ⑤ 埋却終了後、発掘禁止期間等を記載した立て看板を設置する。

10) **原因究明係** (指針第 16 参照)

感染経路究明のための必要な情報の収集及び整理並びに国の疫学調査チームと連携した現地調査を実施する。

V ワクチン等

1 緊急ワクチン（法第31条第1項）

本病の防疫措置は、早期の発見と患畜等の迅速な殺を原則とし、平常時の予防的なワクチン接種は行わない。

しかし、発生農場におけると殺及び周辺農場の移動制限のみによっては、感染拡大の防止が困難と考えられる場合には、農林水産省が、まん延防止のための緊急ワクチン接種の実施を決定する。（指針第13）

2 予防的殺処分（法第17条の2）

予防的殺処分は、本病に感染していない健康な家畜を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のための最も効果的であることが明らかである場合の措置として、農林水産省が実施を決定する。（指針第14）

1) 指定地域の設定

農林水産省は、原則として発生農場又は陽性となった野生動物が確認された地点等を中心とした半径500mから3km以内の区域の中で指定地域を設定する。

2) 予防的殺処分等の命令

指定地域の指定があった時は、知事は、当該指定地域内において家畜を所有する者に対し、期限を定めて、当該家畜を殺すべき旨を命ずる。（法第17条の2第5項参照）

予防的殺処分と併せてワクチン接種を実施する場合は、併せてその旨を命ずる。

3) 予防的殺処分の実施

予防的殺処分は、発生農場等の防疫対応（IV参照）に準じて、評価及び殺処分を行う。この場合、評価は、当該家畜を殺すべき旨の命令があった時の状態についての評価額とする。

VI 野生イノシシ・シカへの対応

家畜防疫対策班は、動物衛生課と協議の上、必要に応じて野生イノシシ・シカの死体及び猟友会等の協力を得て捕獲した野生イノシシ・シカについて、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する等の対応を行う。

- 第4 野生イノシシ・シカで感染が確認された場合の防疫対応
- I 感染の疑いが生じた場合から国による病性決定までの対応
- 1 県対策本部の対応

第4 野生イノシシ・シカで感染が確認された場合の防疫対応

I 感染の疑いが生じた場合から国による病性決定までの対応

1 県対策本部の対応（指針第17参照）

(1) 防疫対応の開始

畜産課（既に農場における発生に伴う場合は家畜防疫対策班と読み替える。以下同じ。）は、野生イノシシ・シカにおいて、感染の疑いが生じた場合は、県対策本部幹事長に報告及び総括班総務担当に防疫対応の開始を連絡後、直ちに以下の対応を行う。

県対策本部幹事長は、県対策本部長に、野生イノシシ・シカにおいて感染の疑いが生じた旨と防疫対応を開始した旨を報告する。

1) 動物衛生課への報告・検体送付の協議

野生動物において、口蹄疫ウイルスの感染の疑いが生じた旨とその状況について報告するとともに、必要な検体の動物衛生研究部門への送付について、協議する。

(2) 家畜防疫対策班

1) ウイルス拡散防止対策

市町、猟友会等の協力を得て、当該野生イノシシ・シカ（以下、「感染疑い野生動物」という。）を確保した地点の消毒の徹底を、感染疑い野生イノシシ・シカが確認された地点を管轄する家畜保健衛生所（既に農場における発生に伴う場合は、野生イノシシ・シカ採材班と読み替える。）に指示する。

2) 検体の送付指示

家畜防疫対策班は、動物衛生課からの指示を受け、必要な検体の動物衛生研究部門への送付を家保（又は野生イノシシ・シカ採材班）に指示するとともに、病性鑑定依頼（様式3）を作成し、総括班に輸送担当係員の派遣を依頼する。（指針第17の1）

3) 家畜保健衛生所、畜産試験場に連絡

発生状況、検体送付の指示を受けた旨を連絡し、防疫対応の開始を指示する。

4) 動物衛生課への報告・協議

① 動物衛生課に報道機関への公表について協議する。

② 陽性判定時に備えた準備として、以下のア～カの内容について措置を講じ、その内容について遅くとも動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前に、動物衛生課に報告する。

ア 感染疑い野生動物が確認された地点を中心に半径10kmの区域に所在する農場の戸数及び頭数の確認

・マップシステムにより感染疑い野生イノシシ・シカが確認された地点を中心に半径10kmの区域を設定し、区域内の農場及び畜産関係施設を抽出するとともに、消毒ポイントの候補位置の一覧表を作成し、両家保に確認依頼する。（様式7に準じる。）

イ 周辺農場で発生する場合に備え、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む）

・家畜保健衛生所があらかじめ作成している既存の防疫計画書の確認を依頼する。

ウ 周辺農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する移動式レンダリング装置等の利用の有無を含む。）

エ 消毒ポイントの設置場所の選定

・家畜保健衛生所との協議により決定する。

オ 感染疑い野生動物が確認された地点を中心とした半径 10km 以内の区域の農場の家畜の死体の移動自粛等の必要な指導をまん延防止班に指示

カ 感染疑い野生動物が確認された地点周辺の防護柵等による囲い込みの実効性の確認及び野生イノシシ・シカの個体数の削減に向けた体制の確認

・野生イノシシ・シカ班及び市町等関係者と協議する。

5) 関係機関への連絡・協議

① 家畜防疫対策班は、移動制限区域のかかる近隣県に連絡・協議する。

ア 野生イノシシ・シカの確保地点等の情報提供

イ 公表の協議

ウ 消毒ポイント設置協議

② 四国3県に連絡

6) 消毒ポイント設置に当たっての対応

IIの2の(1)の11)に準じた対応を行う。

(3) 総括班

総括班は、IIの3の(2)に準じ、以下の対応を行う。

1) 県対策本部事務局会議の開催

2) 県対策本部会議の開催準備

3) 庁内の初動連絡（必要に応じて）

4) 報道機関への情報提供

円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表する。公表は、原則として、農林水産省と同時に行う。

5) 関係機関等への連絡

総務担当は、感染疑い野生動物確認地点を管轄する市町及び必要に応じて半径 10 km 以内の区域を管轄する市町、その他の市町に発生状況を連絡するとともに、野生イノシシ・シカ対策への協力を要請する。

2 家畜保健衛生所の対応

家畜保健衛生所（既に農場における発生に伴う場合は非発生地家保と読み替える。以下同じ。）は、IIの1及び4に準じ、以下の対応を行う。

(1) 防疫対応の開始

家畜防疫対策班からの指示を受け、以下の防疫対応を開始する。

1) 検体の送付

① 家畜防疫対策班からの指示を受けた家畜保健衛生所（又は野生イノシシ・シカ採材班）は、直ちに口蹄疫の診断に必要な検体を動物衛生研究部門に送付するための採材及び梱包を行う。（IIの1の(3)の1)に準じる。）

② 検体の輸送

- 第4 野性イノシシ・シカで感染が確認された場合の防疫対応
1 感染の疑いが生じた場合から国による病性決定までの対応
2 家畜保健衛生所の対応 ～ 3 市町の対応

輸送担当職員は、梱包した病性鑑定材料及び依頼書を、最も早く確実な運搬方法により、冷蔵で動物衛生研究部門へ直接持参する。

2) 必要に応じて、想定される移動制限区域内の農場及びと畜場等関連施設、家畜の所有者、畜産関係者への連絡と移動自粛等の要請（様式7）

- ① 疑い事例発生と、移動自粛の要請
- ② 現在の飼養頭数、月齢、畜舎数の確認（検査準備のため）
- ③ 出荷していると畜場への家畜の出荷状況の確認（予定を含む）
- ④ 例外協議の資料作成
- ⑤ 飼料会社、死亡畜回収業者等に収配送の自粛を要請

3) 通行の制限又は遮断の準備

家畜保健衛生所又は市町は、必要に応じて、関係機関等と、Ⅱの2の（2）について準備を行う。

4) 消毒ポイントの設置準備

必要に応じて、市町と協力して消毒ポイントの設置、運営、機材の手配の調整

- ① 決定した消毒ポイントの施設管理者に連絡
- ② 建設業協会現地支部に大型機材の手配を依頼（公表後）
- ③ 関係市町に、要員要請、資材提供依頼
- ④ 県対策本部の指示により、消毒ポイント運営開始
- ⑤ 消毒ポイントの設置にあたって、道路使用許可は所轄警察署、道路占用許可は道路管理者等に申請する（申請書は家畜保健衛生所から所長名で申請）。

5) ウイルスの浸潤状況調査の準備

- ① 管内の移動制限区域内の農場名簿を整理し、巡回計画を作成する。
- ② ウイルス浸潤状況確認のための検査及び制限の対象外とするために必要な検査、確認の準備を行う。
- ③ 必要に応じて、病性の決定前に農場の立入り検査を行い、特定症状の有無を確認する。

3 市町の対応

必要に応じて、Ⅱの3の準備を行う。

II 陽性決定後の対応

1 県対策本部の対応（指針第19参照）

(1) 家畜防疫対策班

農林水産省において病性を判定し、動物衛生課より野生イノシシ・シカ等において本病が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合、第3のⅢの1に準じ、以下について直ちに実施する。

- 1) 家畜保健衛生所に指針等に基づく防疫対応を指示
- 2) 関係者への報告、連絡等
 - ① 総括班総務担当へ報告し、県対策本部各班に対応の開始又は周辺の農場での発生に備えた準備を要請する。
 - ② 畜産試験場へ陽性であると判定された旨の連絡を行う。
 - ③ 陽性であると判定された旨及び当該野生イノシシ・シカ等を確認した地点について、ア、イに連絡する。また、ウに対し、連絡を行うよう、家畜保健衛生所に指示する。
 - ア 近隣県
 - イ 獣医師会、生産者団体その他関係団体
 - ウ 当該確認地点から半径10km以内の農場及び県が必要と認める者
- 3) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者への情報提供を家畜保健衛生所へ指示
- 4) 移動制限区域の設定（法第32条）

動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生イノシシ・シカが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、生きた家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげおそれのある物品の移動制限区域として設定する。ただし、判定前であっても、本病である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。（指針第21参照）

- 5) 移動制限区域内の家畜の所有者への対応
移動制限区域の設定を行った場合、区域内の家畜の所有者への情報提供等について、家畜保健衛生所へ指示する。
- 6) 消毒ポイントの運営開始及び飼料運搬車両等を運行する業者への通知
家畜防疫対策班は、必要に応じて、市町、管轄警察署、民間団体の協力を得て、消毒ポイントの設置を家畜保健衛生所に指示するとともに、関係業者への通知を行う。
- 7) 家畜集合施設の開催等の制限等
動物衛生課と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合、家畜保健衛生所へ指示する。（指針第22の1（1））
 - ① と畜場（食肉加工場を除く。）におけると畜
 - ② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ③ 家畜の放牧
- 8) 野生イノシシ・シカへの対応

動物衛生課と協議の上、Ⅲに定める野生イノシシ・シカへの対応について、野生イノシシ・シカ班及び市町に協力を要請するとともに、家畜保健衛生所又は野生イノシシ・シカ採材班に採材を指示する。

(2) 総括班

第3のⅢの1(2)に準じ、以下の対応を行う。

1) 県対策本部会議の開催

- ① 家畜防疫対策班から野生動物において本病が陽性であるとの報告を受け、総務担当は県対策本部長、本部員、幹事にその結果を報告し、県対策本部各班に対応の開始又は周辺の農場での発生に備えた準備を要請する。
- ② 陽性であると判定された旨及び当該野生動物を確認した地点について、県内市町等に連絡を行う。

2) 県対策本部各班との連絡調整

3) 記者発表を行うための調整、取材活動の調整、報道発表資料の確認(広報・報道調整担当)

4) 野生動物における本病陽性の確認について公表

公表は、農林水産省と県が同時に行う。

なお、公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大する恐れがあることについて正確な情報提供を行う。

5) 報道機関への情報提供

各班の対応状況の報告を受け、家畜防疫対策班と協力して、広報・報道調整担当を通じ随時報道機関に情報提供する。

6) 各種告示

- ① 家畜等の移動の制限の告示(法第32条及び細則第7条)
- ② 家畜集合施設の開催等の制限の告示(法第33条及び細則第7条)
- ③ 放牧等の制限の告示(法第34条及び細則第7条)

(3) 各班の対応

県対策本部各班は、第3のⅢの1の(3)～(15)に準じ、防疫対応又は周辺農場で発生した場合の準備を行う。

2 家畜保健衛生所の対応(指針第19参照)

(1) 農場への連絡等

家畜保健衛生所は、第3のⅢの4の(1)に準じ、以下の対応を行う。

1) 県内の家畜の所有者等への情報提供

家畜保健衛生所は、県内の全ての家畜の所有者等に、陽性であると判定された旨及び当該野生イノシシ・シカを確認した地点について、情報提供を行う。

情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的や、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をウェブサイト等に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

なお、陰性であると判定された旨の連絡を受けた場合も、その旨を連絡する。

2) 家畜の所有者等への指導等

総務係は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者を対象に、下記について指導及び要請する。

- ① 毎日の健康観察の徹底
 - ② イノシシ等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底
 - ③ 法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡頭数を移動制限が解除されるまで報告すること
 - ④ 異状を確認した場合は、直ちにその旨を報告すること
- 3) 移動制限の対象外としての例外協議のための資料等を作成し、家畜防疫対策班に送付するとともに、協議の結果等を農家等に通知する。(少なくとも21日経過後)
- 4) 移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する場合の連絡を行う。(指針第22の1(1))
- ① と畜場(食肉加工場を除く。)におけると畜
 - ② 家畜市場、家畜共進会等の家畜を集合させる催物
 - ③ 家畜の放牧
- 5) 移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の家畜集合施設に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずる。(指針第22の1(2))

(2) 通行の制限又は遮断(法第10条第3項及び第25条の2第3項)

- 1) 家畜保健衛生所又は市町は、確認地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、①又は②の期間を定め、確保地点周辺への不要・不急の立入りの制限(当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。)や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。(指針第20参照)
- ① 当該地点を中心とした半径3km以内の区域の家畜を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1)の措置を講じる場合:法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
 - ② ①の区域において家畜を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために1)の措置を講じる場合:法第25条の2第3項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間
- 2) 野生イノシシ・シカ等における感染状況等から、通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、まん延防止の観点から、適切な制限を実施できるよう、あらかじめ調整する。
- 3) 令第3条又は7条に規定する通行の制限又は遮断の手続き等については、事前に関係市町の住民に対し、その概要及び必要性を説明するよう努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

(3) 消毒ポイント

- 1) 家畜保健衛生所は、速やかに、民間団体とともに市町、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、ウイルスの拡大を防止することに重点を置き、消毒ポイントを運営する。
- 2) 畜産関係車両や防疫作業車両については、農場出入りの度に運転手及び車両内部を含め厳重な消毒を徹底するとともに、必要に応じて、一般車両の消毒も実施する。(指針第23参照)
- 3) 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示。(指針第21の2参照)

(4) 農場のウイルス浸潤状況の確認

- 1) 移動制限区域内の農場にウイルス浸潤状況の確認のため、立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。これらの措置は、必要に応じて、病性の判定前に実施することができる。(指針第24の1参照)
- 2) 制限の対象外とするため、以下の移動のための検査、確認等を実施する。(指針第21の8参照)
 - ① 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物、敷料及び飼料等の処分のための移動
 - ② 移動制限区域外の家畜の死体の処分のための移動
 - ③ 移動制限区域外の家畜等の通過
- 3) と畜場におけると畜について、原則として、制限区域の設定後21日間は、制限の対象外は設けませんが、21日間経過後、発生状況等の状況を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内(当該野生動物確認地点から半径5km以内の区域を除く。)のと畜場の再開に関する制限の対象外を設けることができるので、必要に応じて確認を行う。(指針第22の2参照)
- 4) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認(指針第24の4参照)
第3のⅢの4の(1)の11)及び(4)の4)に準じる。

3 市町の対応

市町は、第3のⅢの5に準じ、必要に応じて以下を行う。

- 1) 通行の制限又は遮断(法第10条第3項及び法第25条の2第3項)(2の(2)参照)
- 2) 地域住民、自治会への情報提供等
- 3) 消毒ポイント運営への協力
- 4) 風評被害の防止
- 5) 住民への協力依頼
- 6) Ⅲの野生イノシシ・シカへの対応への協力

Ⅲ 野生イノシシ・シカへの対応

(1) 感染確認検査（留意事項 58）

家畜防疫対策班は、猟友会等の協力を得て、少なくとも 21 日間（感染の拡大状況等により「当面継続」となる場合がある。）、原則として捕獲された野生イノシシ・シカについて、口腔内のぬぐい液及び血清により浸潤状況調査を実施するため、検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する等の措置を行う。

このため、野生イノシシ・シカ班と連携し、当該区域において、野生イノシシ・シカが捕獲された場合には、家畜防疫対策班に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生イノシシ・シカからの検体の採材に協力するよう依頼する。また、採材を野生イノシシ・シカ採材班に指示する。

(2) 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止措置

(1) により陽性と判定された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、野生動物の取り扱いについて、手引きを準用するとともに、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。（指針第 24 の 3、留意事項 59）

第5 県民の不安解消及び風評被害対策

1 情報提供

県対策本部は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供し、本病に関する県民の不安解消に努め、牛肉・豚肉・牛乳の安全性を広報する。

2 相談窓口の設置

県対策本部は、県庁及び出先機関等に相談窓口を設置するとともに、相談電話番号等を県のホームページに掲載するなどして、広く県民の相談に応じ、不安解消に努める。

- (1) 家畜に関する相談窓口：家畜防疫対策班（畜産課）
- (2) 野生イノシシ・シカに関する相談窓口：野生イノシシ・シカ班（みどり保全課）
- (3) 消費者からの相談窓口：県民生活班（くらし安全安心課）
- (4) 人の健康に関する相談窓口：健康相談班（健康福祉総務課）
- (5) 食品とペットの病気に関する相談窓口：食の安全班（生活衛生課）
- (6) 畜産農家の経営に関する相談窓口：経営対策班（農業経営課）
- (7) 関連業者の経営・融資に関する相談窓口：経営対策班（経営支援課）

3 消費者及び食肉取引業者等への対応

県対策本部は、発生確認後は直ちに、県内関係団体・市町、都道府県及び全国量販店・商業関係・外食産業団体等に対し、牛肉・豚肉・牛乳の安全性の広報及びその利用促進を要請する。

第6 制限の解除及び防疫対応の終了

1 制限の解除

県対策本部は、指針に基づき、発生状況や清浄性の確認状況等を勘案して国と協議の上、移動制限を解除する。

2 防疫対応の終了

県対策本部は、制限を解除した時、本病の発生に係る防疫対応が終了したことを公表する。

様式1(指針別記様式1)

異常家畜の届出を受けた際の報告

香川県

家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2 届出者

氏名： (職業：)

住所： (電話番号：)

3 異常家畜の所在

住所： (電話番号：)

農場名：

所有者氏名：

4 当該施設の情報

畜種・用途別の飼養頭数：

飼養形態、畜舎数：

5 届出事項

異状の確認日時、確認者：

異常家畜の頭数(異状発見時の頭数及び届出時の頭数)、日・月齢：

症状の概要：

異常家畜の同居の状況(同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等)：

病歴・診療履歴：

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項(疫学情報、個体識別番号等)

届出を受けた日から遡って7日目の日から現在までの間に、家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、直接の飼養管理を行った他の農場：

8 届出者への指導事項：

口蹄疫が疑われるため、届出者に次の事項を指導した。

(1) 家畜保健衛生所職員が到着(予定時刻：)するまではなれて待機すること。

(2) 家畜の所有者から届出があった場合、次の事項を指示。

(獣医師、家畜市場、と畜場から通報があった場合は、留意事項6の2、3、4参照)

① 偶蹄類家畜以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛する

こと。

- ② 当該農場の排水については、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。
- ③ 農場の出入口を原則1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- ④ 農場外に物を搬出しないこと。家畜の所有者及び従業員等が外出する場合には、農場内で使用していた衣服や靴等を交換し適切な消毒等を行うこと。
- ⑤ 異常家畜及び当該異常家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

9 届出受理者氏名：

10 処 置

(1) 通報 (時間)

所長： 時 分 畜産課： 時 分

(2) 現地調査

氏名： 出発時刻： 時 分

様式2（指針別記様式2）

異常家畜の症状等に関する報告

香川県

家畜保健衛生所

担当：

1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分

2 家畜所有者 住所：
畜舎の所在地(家畜所有者の住所と異なる場合)：
氏名：

3 農場従業員数及び農場管理責任者名：

4 当該施設の情報

畜種・用途別の飼養頭数：

飼養形態、畜舎数：

5 異状の詳細

異状の確認日時：

異常家畜の頭数、日・月齢：

症状の概要(病変の部位、経過等詳細に記載)：

同居の状況(同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期)：

病歴・診療履歴(経時的に詳細に記載)：

6 家畜防疫員の見解：

7 家畜所有者への指示事項：

8 病性鑑定材料(部位、検体数及び保管方法)：

※指針第4の3の(1)から(3)までに該当する場合に記載

(1) 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合

(2) 一つの畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合

(3) 抗原検出キットにおいて陽性と判定された場合

様式3（指針別記様式3）

病 性 鑑 定 依 頼 書

年 月 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

香川県農政水産部畜産課長（印）

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的
口蹄疫の診断
- 4 発生状況
別添のとおり（様式2（指針別記様式2）を添付）
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

様式4（指針別記様式4）

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

香川県 家畜保健衛生所
担当：

- 1 現地調査 日時： 年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者 住所：
畜舎の所在地(家畜所有者の住所と異なる場合)：
氏名：
- 3 病性鑑定材料(部位、検体数及び保管方法)
※ 指針第4の3の(4)に該当する場合に記載
- 4 当面の措置状況(検体送付後の措置等)：
- 5 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 6 過去21日間に出入りした人及び車両の履歴並びにそれらの移動範囲
(1) 人(農場作業員、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者)：

(2) 車両(家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両)：
- 7 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先(6で記載した事項を除く)：
- 8 精液及び受精卵等の出荷先：
- 9 給与飼料の情報(粗飼料の産地等)：
- 10 その他参考となる事項(周辺農場の戸数(10 km、20 km)、周辺農場の家畜の様子、系列農場の有無及びその内容等)：

○所有者、従業員、農場指導者の他の農場への訪問の有無（過去 21 日間）

聞き取り相手：_____

訪問農場	日時	詳細

※詳細には農場への訪問目的、農場内の動線など記載。

○入退出時の当該農場での消毒等の状況

--

様式5-2

○家畜、生産物等の出荷（導入）状況（過去21日間）

<家畜の出荷履歴>

月日	導入（出荷）先	導入（出荷）日（月）齢	受入畜舎	導入（出荷）先の所在市町等

<家畜の導入履歴>

月日	導入（出荷）先	導入（出荷）日（月）齢	受入畜舎	導入（出荷）先の所在市町等

<排せつ物搬出履歴>

月日	搬出先	搬出量	備考

<家畜の死体搬出履歴>

月日	搬出先	搬出量	備考

<精液受精卵の出荷履歴>

月日	出荷先	出荷量	備考

<その他（ ）>

月日	搬出先	搬出量	備考

様式5-3

○給与飼料の情報

《粗飼料》

入荷月日	品名	入荷先	産地	備考

《濃厚飼料》

入荷月日	品名	入荷先	備考

《その他飼料等》

入荷月日	品名	入荷先	備考

農場従事者等名簿記入用紙

■農場所有者

氏名		生年月日	T・S・H	年月日生	(歳) 男・女
自宅住所					電話:
勤務先住所					電話:
勤務先名				業務内容:	
家族人数 (同居者)	()人				

■農場所有者家族(同居している方のみ)

氏名		続柄		生年月日	T・S・H	年月日生	(歳) 男・女
勤務先住所						電話:	
勤務先名				業務内容:			
氏名		続柄		生年月日	T・S・H	年月日生	(歳) 男・女
勤務先住所						電話:	
勤務先名				業務内容:			
氏名		続柄		生年月日	T・S・H	年月日生	(歳) 男・女
勤務先住所						電話:	
勤務先名				業務内容:			
氏名		続柄		生年月日	T・S・H	年月日生	(歳) 男・女
勤務先住所						電話:	
勤務先名				業務内容:			

■農場従業員

氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							
氏名		生年月日	T・S・H	年	月	日生	(歳) 男・女
自宅住所				電話:			
業務内容							

と 殺 指 示 書

番 号
年 月 日

〇〇殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

（備 考）

- 1 この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式7

疫学関連家畜調査

訪問者 (車両 No.)	発生農場 訪問日時	病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に 出入りした人、物、車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした状況			
		日時	農場	目的	消毒の状況

疫学関連家畜飼養農場等 調査票

調査年月日 年 月 日 時

聴取相手氏名
家畜防疫員名

1 農場に関する情報

- 1) 農場名及び所在地
- 2) 家畜の所有者氏名
- 3) 畜種・頭数等 成牛：繁殖（ ）頭、肥育（ ）頭、乳牛（ ）頭、
子牛（ ）頭、育成（ ）頭 総数（ ）頭
豚：母豚（ ）頭、雄（ ）頭、哺乳豚（ ）頭
子豚（ ）頭、肉豚（ ）頭、総数（ ）頭
- 4) 畜舎数（ ）棟
- 5) 従業員氏名及び勤務期間、海外渡航歴の有無

2 発生農場との疫学関連の確認

(1) 家畜関係について (いずれかに○)

病性判定日 月 日	遡って7日目 月 日	遡って21日目 月 日
事由	←疑似患畜→	←疫学関連家畜→
直接の飼養管理を実施した		
患畜等と接触した		
患畜から採取した精液・受精卵 を用いて AI 又は ET を実施		
家畜防疫員の判断による		

(2) 人、物、車両が発生農場立入（遡って21日目以降）後7日以内に立入あり

※立入した日

立入範囲等

出入り時の消毒状況

3 臨床症状（発熱、口蹄疫を疑う症状等の有無）

4 検査材料採取（説明を行うこと）

①判定日までは、当該家畜の移動を禁止する。

②判定日までは、毎日当該家畜の臨床症状の観察を行い、異状の有無・状況等を、家畜保健衛生所に報告する。

検査材料： スワブ 血液

検体数：

農場見取り図

※畜舎、衛生管理区域等の必要な構造を図示し、疫学関連調査の対象となった人、車両の動線を記入すること。

様式9

○家畜の飼養者名簿

<移動制限区域内>

●牛

番号	氏名	住所	電話番号	飼養羽数	備考

●豚

番号	氏名	住所	電話番号	飼養羽数	備考

●その他

番号	氏名	住所	電話番号	飼養羽数	備考

<搬出制限区域内>

●牛

番号	氏名	住所	電話番号	飼養羽数	備考

●豚

番号	氏名	住所	電話番号	飼養羽数	備考

●その他

番号	氏名	住所	電話番号	飼養羽数	備考

様式 10（指針別記様式 7）

移動制限除外証明書

番 年 月 日
号

〇〇 様

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家畜については、次の口蹄疫の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 32 条第 1 項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された口蹄疫

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家畜等：生乳、精液及び受精卵等／ 死体／ 排せつ物
敷料、飼料及び病原体に汚染した恐れのある物品
その他（ ）
2. 家畜が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家畜が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

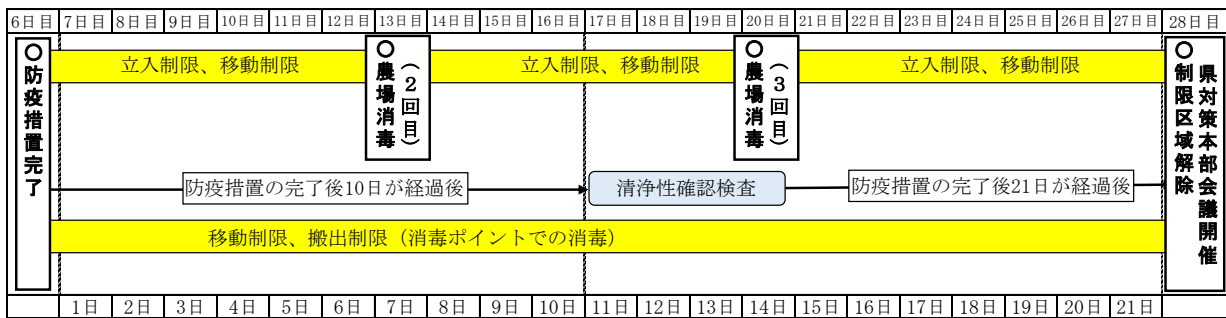
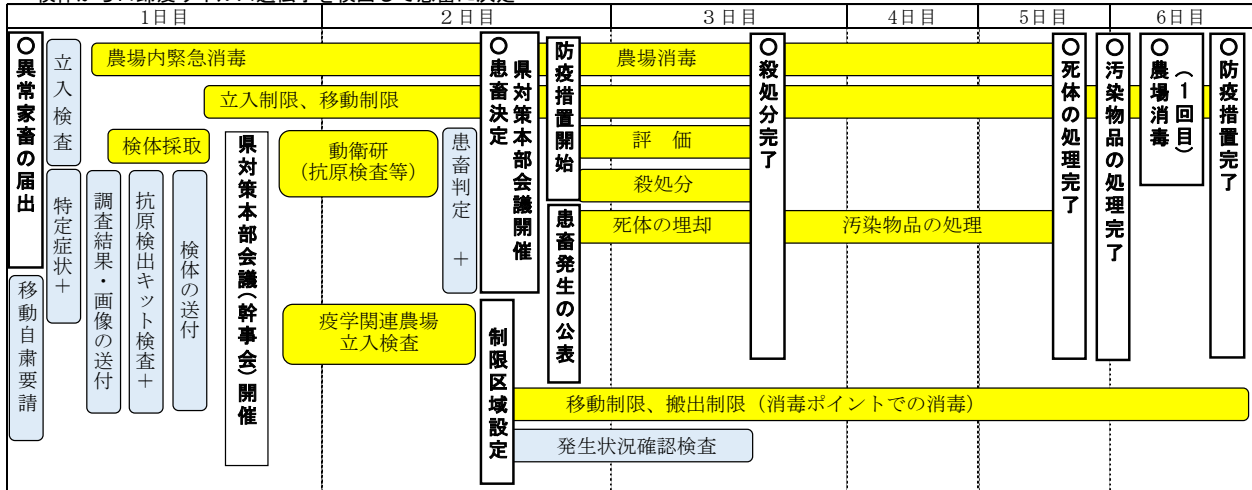
（留意事項）

対象家畜を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

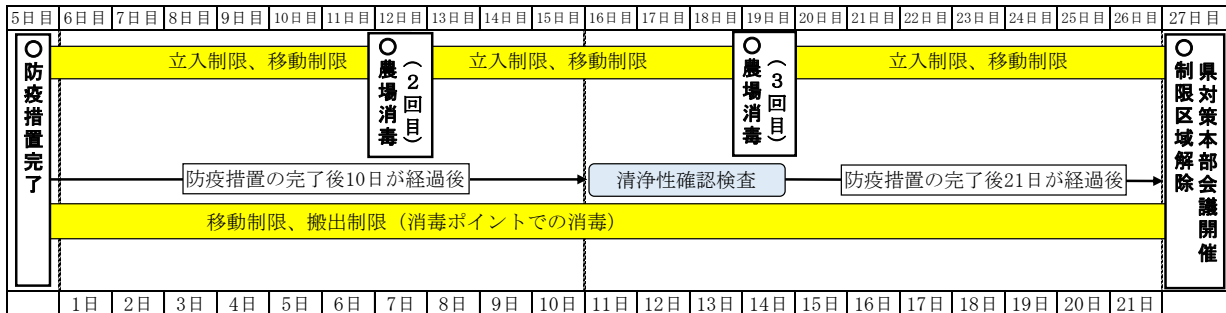
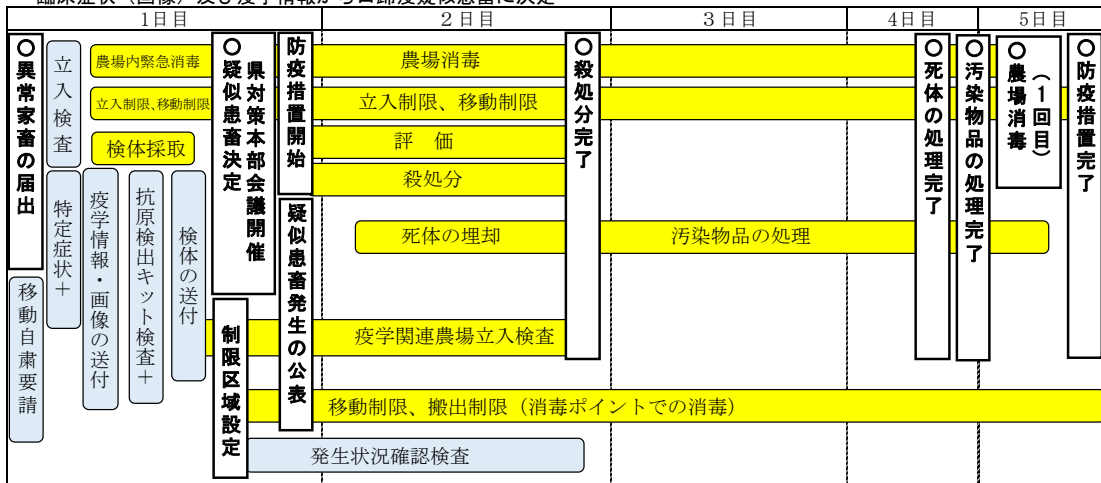
口蹄疫防疫対応の時間経過

検体から口蹄疫ウイルス遺伝子を検出して患畜に決定



口蹄疫防疫対応の時間経過 (発生が続発している場合)

臨床症状 (画像) 及び疫学情報から口蹄疫疑似患畜に決定



口蹄疫発生時の基本動員計画

1 牛 100 頭(平均飼養規模)

			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
《現地事務所》																													
1	連絡調整係	2	畜産課	2	2	2	2																						8名
2	要員調整係	人/班	必要班数	1	3	3	1																						8班
		4	要員者	4	12	12	4																						32名
3	着脱指導係	人/班	必要班数		4	4	1																						9班
		35 (26)	係長(3交代)	1	3	3	1																						8名
			要員者	0	136	100	25																						261名
《現地家保》																													
1	資材調整係	人/班	必要班数	1	3	3	1																						8班
			要員者	12	26	9	3																						50名
要員者 小計				16	174	121	32																						343名
《発生地班》																													
1	立入制限係	人/班	必要班数	1	3	3	2																						9班
		6	家畜防疫員	1	1	1	1																						4名
			要員者	6	18	18	12																						54名
2	消毒係	人/班	必要班数	1	6	6	4						10								10							37班	
		6	家畜防疫員	1	2	2	2					6									6							19名	
			要員者	6	36	36	24					60									60							222名	
3	評価・記録係	人/班	必要班数(延)		18																								18班
		3	家畜防疫員		2																								2名
			要員者		54																								54名
4	殺処分係	人/班	必要班数(延)		12																								12班
		計	家畜防疫員	2	3																								5名
		2	獣医師		12																								12名
		2	畜産専門職		12																								12名
		13	要員者		156																								156名
5	搬送係	人/班	必要班数(延)		12	12	2																						26班
		4	家畜防疫員		3	3	2																						8名
			要員者		48	48	8																						104名
6	汚染物品回収係	人/班	必要班数(延)		12	2																							14班
		15	家畜防疫員		6	4																							10名
			要員者		180	30																							210名
7	埋却係	人/班	必要班数(延)		6	6	2																						14班
		10	家畜防疫員		3	3	3																						9名
			要員者		60	60	20																						140名
要員者 小計				12	372	342	94						60								60								940名
《まん延防止班》																													
1	消毒ポイント係	人/班	必要班数(延)	10	30	30	10																						80班
		3	要員者	54	90	90	30																						264名
合計			家畜防疫員等	5	19	20	15					6									6								71名
			獣医師(国、他県に要請)		12																								12名
			畜産専門職(JA、関係団体に要)		12																								12名
			要員者	70	606	553	139					60										60							1,488名
			※その他	10	30	0	17																						57名
要員 合計				82	636	553	156					60									60							1,547名	

※その他については、県庁外への要員要請を行う。

※※要員調整における2日目は、患畜(疑似患畜)決定時からの24時間とする。原則として、殺処分、埋却は24時間体制とする。

2 牛 1,800 頭(最大飼養規模)

			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
《現地事務所》																														
1	連絡調整係	2人/班	畜産課	2	2	2	2	2																						10 班
2	要員調整係	人/班	必要班数	1	3	3	1	1																						9 班
		4	要員者	4	12	12	4	4																						36 名
3	着脱指導係	人/班	係長(3交代)	1	3	3	1	1																						10 班
		34 (25)	必要班数	4	4	4	1	1																						10 班
			要員者	0	136	100	25	25																						286 名
《現地家保》																														
1	資材調整係	人/班	必要班数	1	3	3	1	1																						9 班
			要員者	12	26	26	9	3																						76 名
	要員者 小計			16	174	138	38	32																						398 名
《発生地班》																														
1	立入制限係	人/班	必要班数	1	3	3	3	1																						11 班
			家畜防疫員	1	1	1	1	1																						5 名
		6	要員者	6	18	18	12	6																						60 名
2	消毒係	人/班	必要班数	1	12	6	4	10							10								10							53 班
		6	家畜防疫員	1	2	2	2	2							6								6							21 名
			要員者	6	72	36	24	24							60								60							282 名
3	評価・記録係	人/班	必要班数		18	18	18																							54 班
		2	家畜防疫員		2	2	2																							6 名
			要員者		54	54	54																							162 名
4	殺処分係	人/班	必要班数		9	4																								13 班
	計	16	家畜防疫員	2	3	2																								7 名
	獣医師	6	獣医師		54	24																								78 名
	畜産専門職	5	畜産専門職		45	20																								65 名
	要員	10	要員者		180	80																								260 名
5	搬送係	人/班	必要班数		30	30	18	18																						96 班
		4	家畜防疫員																											0 名
			要員者		48	48	8	9																						113 名
6	汚染物品回収係	人/班	必要班数			12	12	0																						24 班
		15	家畜防疫員			3	2	2																						7 名
			要員者			270	180	180																						630 名
7	埋却係	人/班	必要班数		6	6	6	6																						24 班
			家畜防疫員		3	3	3	3																						12 名
		10	要員者		60	60	60	60																						240 名
	要員者 小計			12	432	566	338	279							60								60							1,747 名
《まん延防止班》																														
1	消毒ポイント係	人/班	必要班数	10	30	30	10																							80 班
		3	要員者	54	90	90	30																							264 名
	合計		家畜防疫員等	6	15	17	12	10							6								6							72 名
			獣医師(国、他県に要請)	0	54	24	0	0																						78 名
			畜産専門職(JA、関係団体)	0	45	20																								65 名
			要員者	72	802	802	400	139							60								60							2,335 名
			※その他	10	30	92	31	197																						360 名
			要員 合計	82	832	894	431	336							60	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	2,695 名

3 豚1,500頭(平均飼養規模)

			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
《現地事務所》																														
1 連絡調整係	2人/班	畜産課		2	2	2	2																						8 班	
2 要員調整係	人/班	必要班数		1	3	3	1																						8 班	
	4	要員者		4	12	12	4																						32 名	
3 着脱指導係		係長(3交代)		1	3	3	1																						9 班	
	人/班	必要班数			4	4	1																						9 班	
	34 (25)	要員者		0	136	100	25																						261 名	
《現地家保》																														
1 資材調整係	人/班	必要班数		1	3	3	1																						8 班	
		要員者		12	26	9	3																						50 名	
要員者 小計				16	174	121	32																						343 名	
《発生地班》																														
1 立入制限係	人/班	必要班数		1	3	3	2																						9 班	
		家畜防疫員		1	1	1	1																						4 名	
	6	要員者		6	18	18	12																						54 名	
2 消毒係	人/班	必要班数		1	6	6	4						10									10						37 班		
		家畜防疫員		2	2	2	2						6									6						20 名		
	6	要員者		6	36	36	24						60									60						222 名		
3 評価・記録係	人/班	必要班数			18	18																						36 班		
		家畜防疫員			2	2																						4 名		
	2	要員者			36	36																						72 名		
4 殺処分係	人/班	必要班数			24																							24 班		
		家畜防疫員		2	27																							29 名		
	20	要員者			480																							480 名		
5 搬送係	人/班	必要班数			6	6	2																					14 班		
		家畜防疫員																										0 名		
	3	要員者			18	18	6																					42 名		
6 汚染物品回収係	人/班	必要班数			24	6																						30 班		
		家畜防疫員				9	6																					15 名		
	15	要員者			360	90																						450 名		
7 埋却係	人/班	必要班数			6	6	6																					18 班		
		家畜防疫員			3	3	3																					9 名		
	10	要員者			60	60	60																					180 名		
要員者 小計				12	648	528	192						60								60							1,500 名		
《まん延防止班》																														
1 消毒ポイント係	人/班	必要班数		10	30	30	10																					80 班		
	3	要員者		54	90	90	30																					264 名		
合計	家畜防疫員			5	35	17	12						6								6							81 名		
	要員者			72	802	591	139						60								60							1,724 名		
	※その他			10	110	148	115																					383 名		
	要員 合計			82	912	739	254							60		0	0	0	0	0	0	60		0	0	0	0	0	0	2,107 名

4 豚8,000頭(最大飼養規模)

			日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
《現地事務所》																																
1 連絡調整係	2人/班	畜産課		2	2	2	2																								8 班	
2 要員調整係	人/班	必要班数		1	3	3	3	1																							11 班	
	2	要員者		2	6	6	6	2																							22 名	
3 着脱指導係		係長(3交代)		1	3	3	3	1																								
	人/班	必要班数			4	4	4	1																							13 班	
	35 (26)	要員者		0	136	136	100	25																							397 名	
《現地家保》																																
1 資材調整係	人/班	必要班数		1	3	3	3	1																								11 班
		要員者		12	26	26	9	3																								76 名
要員者 小計				14	32	32	15	5																							98 名	
《発生地班》																																
1 立入制限係	人/班	必要班数		1	3	3	3	2																								12 班
		家畜防疫員		1	1	1	1	1																								5 名
	6	要員者		6	18	18	18	12																								72 名
2 消毒係	人/班	必要班数		1	6	6	6	4					10									10									43 班	
	6	家畜防疫員		2	2	2	2	2					6									6									22 名	
		要員者		6	36	36	36	24					60									60									258 名	
3 評価・記録係	人/班	必要班数			36	48	36																								120 班	
	2	家畜防疫員			2	2	2																								6 名	
		要員者			72	96	72																								240 名	
4 殺処分係	人/班	必要班数			30	30	9																									69 班
	20	家畜防疫員		2	54	45	18																								119 名	
		要員者			600	600	180																								1,380 名	
5 搬送係	人/班	必要班数			6	6	6	2																								20 班
	3	家畜防疫員																														0 名
		要員者			18	18	18	6																								60 名
6 汚染物品回収係	人/班	必要班数				0	30	6																								36 班
	15	家畜防疫員				0	5	6																								11 名
		要員者				0	450	90																								540 名
7 埋却係	人/班	必要班数			6	6	6	6																								24 班
		家畜防疫員			3	3	3	3																								12 名
	10	要員者			60	60	60	60																								240 名
要員者 小計				12	804	828	834	192					60								60										2,790 名	
《まん延防止班》																																
1 消毒ポイント係	人/班	必要班数		10	30	30	30	10																								110 班
	3	要員者		54	90	90	90	30																								354 名
合計	家畜防疫員			5	62	53	26	12					6									6									170 名	
	要員者			70	790	790	790	243					60									60									2,803 名	
	※その他			10	272	296	249	9																								836 名
要員 合計				80	1,062	1,086	1,039	252					60	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,639 名	

香川県口蹄疫対策本部設置要綱

(設置)

第1条 口蹄疫に対する総合的な対策を講ずるため、香川県口蹄疫対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 口蹄疫の防疫対策に関する業務
- (2) 各種情報の収集及び提供に関する業務
- (3) その他必要な業務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、香川県内における口蹄疫の発生時その他必要に応じて、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要と認める場合には、関係者を本部の会議に参加させて意見を求め、又は状況等を聴取することができるものとする。

(幹事会)

第5条 本部の業務の円滑な実施を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は農政水産部長を、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要と認める場合には、関係者を幹事会の会議に参加させることができる。

(庶務)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、農政水産部畜産課で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月18日から施行する。

(別表1)

本部員

役職名	備考
審議監	
政策部長	
総務部長	
危機管理総局長	
環境森林部長	
健康福祉部長	
商工労働部長	
交流推進部長	
農政水産部長	
土木部長	
教育委員会 教育長	
警察本部長	
知事公室長	

(別表2)

幹事

役職名	備考
環境森林部次長	
農政水産部次長	
政策課長	
予算課長	
総務学事課長	
財産経営課長	
税務課長	
人事・行革課長	
職員課長	
広聴広報課長	
危機管理課長	
くらし安全安心課長	
環境政策課長	
環境管理課長	
みどり保全課長	
廃棄物対策課長	
健康福祉総務課長	
生活衛生課長	
産業政策課長	
経営支援課長	
交流推進課長	
農政課長	
農業経営課長	
畜産課長	
土地改良課長	
土木監理課長	
教育委員会総務課長	
教育委員会 高校教育課長	
教育委員会 保健体育課長	
警察本部 生活環境課長	

香川県口蹄疫対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 口蹄疫に対する総合的な対策を講ずるため、香川県口蹄疫対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 口蹄疫に関する各種情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 口蹄疫に関する業務
- (3) その他必要な業務

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる各課の担当者をもって組織する。

2 連絡会議に会長を置き、会長は畜産課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、国内における口蹄疫の発生に対処するため、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合には、市町、生産者団体、消費者団体等の関係者を連絡会議に出席させることができるものとする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、農政水産部畜産課で行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年12月18日から施行する。

(別表)

連絡会議の構成課(28)

課 名	備 考
政策課	
予算課	
総務学事課	
財産経営課	
税務課	
人事・行革課	
職員課	
広聴広報課	
危機管理課	
くらし安全安心課	
環境政策課	
環境管理課	
みどり保全課	
廃棄物対策課	
健康福祉総務課	
生活衛生課	
産業政策課	
経営支援課	
交流推進課	
農政課	
農業経営課	
畜産課	
土地改良課	
土木監理課	
教育委員会総務課	
教育委員会 高校教育課	
教育委員会 保健体育課	
警察本部 生活環境課	